

第2編 各 論

- 第1章 やさしさと共生するまち
- 第2章 自然とともに暮らすまち
- 第3章 大地に根ざしたたくましい産業が躍動するまち
- 第4章 調和の中でふるさとを演出するまち
- 第5章 豊かな個性と人間性を育むまち
- 第6章 担いあうまちづくり

第1章 やさしさと共生するまち

第1節 安心して子どもを産み育てられるまちをつくる

第2節 市民一人ひとりが生涯を通じて健康に暮らせるまちをつくる

第3節 誰もが安心して暮らせるまちをつくる

第4節 男女共同参画社会の実現

第1節【安心して子どもを生み育てられるまちをつくる】

基本的な考え方

女性の社会進出や生き方の多様化に伴い、これまでの男女の固定的な役割分担に関する意識や子育ての多くを女性に頼る生活習慣が変化しつつあり、男女ともに子育てを担い合うことができるような支援体制の充実が求められています。また、都市化の進行により、地域の中に、子どもたちが安心して遊べる空き地や路地などの空間が減少する一方、塾や習い事へ通う機会が増え、子ども同士の遊びやふれあいの時間が減少することと、遊びなどを通じて培われる社会性や思いやりを身につける機会も減少し、いじめや登校拒否などの要因となっています。

さらに、核家族化の進行は、これまでの家族や地域の中で受け継がれてきた子育ての知識や経験が、次代を担う子育て世代に伝わらなくなり、子育てに不安を感じる家庭の増加を招いています。また、地域での交流が希薄化することにより、出産や子育てなど日常生活に関わる様々な情報交換や子ども同士を含む地域住民とのふれあいの機会が少なくなり、子育て中の家庭では、過保護や過干渉、虐待といった親子関係の問題が生じやすくなっています。

これら時代の変化と子どもを取り巻く社会状況の変化や課題解決に応じ、安心して子どもを生み育てられる子育て環境の整備を促進します。

子育ての不安と負担の軽減

<目 標> 安心して子どもを生み、健やかに育てることのできるまちづくりを目指して子育てする人の不安と負担を解消する。

【目標への接近度を計る指標等】

指標1	子育て支援センター数	基準値 H16	1か所	中間値 H21	2か所	目標値 H27	4か所
-----	------------	------------	-----	------------	-----	------------	-----

指標2	子育てに不安と負担を感じる保護者の割合	基準値 H16	44.1%	中間値 H21		目標値 H27	29%
-----	---------------------	------------	-------	------------	--	------------	-----

安心して子どもを生み、育てることができる地域社会の実現に向けて、子どもを生み育てることの不安を取り除き、生まれた子どもが健やかに育つように、子育てに対する地域での支援や男女共同による子育ての推進、子育て環境の整備、子育ての経済的負担の軽減に努めます。

【施策の基本的な方向】

1 <地域での子育て支援>

【主要な施策】	【具体的な内容】
子育て支援センターの整備・充実	・民間の力を活用し子育て支援センターの柔軟な運営を図るとともに、更なる整備・充実を進めます。
地域子育てボランティアの育成と活用	・地域の子育て経験者等を地域ボランティアとして育成し、持っている知識・経験の活用を図り、地域の子育て支援や相談体制の充実を図ります。 ・若者を地域のボランティアとして育成し、地域での子育てを支援するとともに、若者の育児体験の機会を拡充します。
地域子育てグループ活動への支援	・子どもの遊び方の指導や育児相談など地域において親子交流を行っている子育てサークルの取組み等を支援します。
子育てについての学習、体験機会の充実	・保育所や幼稚園、子育て支援センターなどあらゆる機会を捉えて子育てに関する相談を充実するとともに、学習、体験の機会の充実に努めます。
子育て家庭への相談・情報提供の支援	・ファミリーサポートセンターや家庭児童相談室に相談員を配置し、子育てをしている親に子どもを生み育てる意義や喜びが感じられるよう子育てに関する助言・情報提供の支援を行います。

2 <男女共同による子育ての推進>

【主要な施策】	【具体的な内容】
家事、育児への男性参画の推進	・家庭内における家事・育児は、男女が共同で担うという意識を醸成するとともに、女性の負担を軽減し、男女がともに仕事と家庭を両立できる環境づくりを進めます。
男性の育児休暇・介護休暇の取得啓発	・育児休暇、介護休暇の取得促進を啓発します。

3 <子育て環境の整備>

【主要な施策】	【具体的な内容】
保育所、幼稚園における保育・教育の充実及び環境の整備	・異年齢や世代を超えた交流など地域の特色等を捉えた保育・教育内容の充実を図ります。

備	・施設のバリアフリー化など子どもたちが活用しやすい施設の環境の整備を図ります。
認定こども園の推進	・就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能をもった「認定こども園」を民間等の活力を活用して推進します。
民間活用による柔軟な保育所運営の推進	・行政と民間の適切な役割分担のもと、市立保育所の民間委託を推進します。
乳幼児等保育の充実	・障害児保育、延長保育、一時保育、休日保育等、時代とともに変化する保育ニーズに適應した乳幼児等保育を充実させます。
児童館、放課後児童クラブなどの充実	・地域ボランティアを育成し、児童館機能の充実を図ります。 ・未設置地区に放課後児童クラブ、児童館の設置を図ります。 ・子どもたちの安全で、かつ、安心な居場所づくりを目指し、放課後子ども教室の活動を支援します。

4 <経済的負担の軽減の支援>

【主要な施策】

【具体的な内容】

医療費、保育料、教育費等の支援	・乳幼児に対して医療費の一部を助成し、乳幼児の健康増進と健やかな療育を図ります。 ・母子家庭の母親に対し、職業能力の向上や雇用の安定を図るための支援を行い、母子家庭の自立を推進します。 ・幼稚園への就園等に際して、財政的支援を行い家庭の負担軽減を図ります。
子どものいる家庭等への経済的支援の充実	・子どものいる家庭へ子ども手当等を支給し、子育ての負担軽減を図ります。

児童虐待の防止

<目 標> 安心して子どもを生み、健やかに育てることのできるまちづくりを目指して子どもの安全を確保する。

【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	児童相談所等への送致児童数	基準値 H16	2件	中間値 H21	0件	目標値 H27	0件
------	---------------	------------	----	------------	----	------------	----

親自身のストレスや精神的な問題などを解消し、心の健康を保てるよう支援するとともに、児童虐待の予防、早期発見、早期対応をするため、関係機関との連携を強化し、子どもの健全育成に努めます。

【施策の基本的な方向】

1 <児童虐待防止の推進>

【主要な施策】

【具体的な内容】

児童虐待の予防、早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童、虐待が危惧される児童の把握に努めると共に、通告体制の強化を図ります。 ・民生・児童委員との懇談会を定期的で開催し、地域における支援が必要な家庭を把握し、適切な支援に努めます。 ・児童虐待に対する理解を深めるため、関係団体・関係機関に児童虐待防止マニュアルを配布し、地域全体で虐待の予防、早期発見に努めます。
登別市要保護児童対策地域協議会の開催・児童虐待相談員の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待に対しては、関係機関で構成する地域協議会を速やかに開催し、適正な対応策を講じると共に、個々の事例にきめ細かく対応するため相談員を配置します。

第2節 【市民一人ひとりが生涯を通じて健康に暮らせるまちをつくる】

基本的な考え方

平均寿命が男女とも年々延びている中、食生活や運動など毎日の生活習慣と関連が深い糖尿病や心臓病、脳血管疾患などの生活習慣病が増加しています。

これからの長寿社会を健康でいきいきと暮らしていくためには、市民一人ひとりが健康づくりの大切さを自覚して病気の発生予防のため、ライフステージ（生涯各期）に応じた健康づくりを実践していくことが重要になります。

こうした市民の健康づくりに取り組む環境を整備し、市民がいつでも適切な医療や保健サービスを受けることができる体制の確保が課題となります。

特に、次代を担う子どもたちが健やかに育つことができる環境づくりは重要な課題となっておりますので、母子保健対策の充実を図ります。また、市民の多様な医療需要に応え、市民がいつでも適切な医療サービスを受けることができる地域医療体制の確保や救急医療体制の整備を進めていきます。

市民の主体的な健康づくり意識の確立

<目 標> 自らの健康は自らが守るという意識を醸成し、市民が主体的に健康づくりに取り組むことにより健康で元気に生活できる期間(健康寿命)」を伸ばす。

【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	メタボリックシンドロームの概念を知っている人	基準値 H16	-	中間値 H21	91.7%	目標値 H27	100%
------	------------------------	------------	---	------------	-------	------------	------

「自らの健康は自ら守る」という健康の自己管理意識を広めるとともに、登別市健康増進計画「健康のぼりべつ21」の推進を図るなど、健康を支える環境づくりを充実します。また「一次予防」に重点をおいた市民の健康づくりを支援し、健康増進と発病の予防に努めます。

【施策の基本的な方向】

1 <健康づくり運動の推進>

【主要な施策】

【具体的な内容】

健康づくりを目指した生活習慣の改善	・生活習慣病を予防するため、早い時期から正しい生活習慣を身に付けられるよう健康教育を推進します。
-------------------	--

食を通じた健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・すこやかな心と体を育む「食」の改善をめざし、食を通じた健康づくりである「食育」を推進します。 ・保健所や食生活改善推進員と連携し、食生活改善に関する情報の提供や学習機会の充実を図ります。
---------------	---

健康づくり情報と機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養、運動、休養を中心とした生涯を通じた健康づくりの普及啓発の推進を図ります。 ・健康教育、健康相談、健康手帳の配布、健康通信「きらり」などによる健康づくりのための情報の提供や対策を講じ、市民の健康づくりの意識の醸成を図ります。
---------------	--

保健予防活動の充実

<目 標> 市民が生涯にわたり心身の健康を確保できるよう、ライフステージ（生涯各期）に応じた適切な保健予防活動を推進する。

【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	乳幼児健診の受診率	基準値 H16	86.3%	中間値 H21	90.2%	目標値 H27	95%
------	-----------	------------	-------	------------	-------	------------	-----

指標 2	予防接種率	基準値 H16	50.7%	中間値 H21	53.3%	目標値 H27	70%
------	-------	------------	-------	------------	-------	------------	-----

市民が生涯にわたり心身の健康を確保できるように、母子保健法、健康増進法、予防接種法等に基づく健康診査、訪問指導、予防接種などライフステージ（生涯各期）に対応した適切な保健予防活動を推進します。

【施策の基本的な方向】

1 <成人保健の充実>

【主要な施策】

【具体的な内容】

各種検診の充実と受診率の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診査、胃がん検診、子宮がん検診などを実施し、疾病の早期発見・早期治療を図ります。
----------------	---

健康教育・健康相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病の予防など健康教育や健康相談体制を充実し、運動や栄養の面からの生活習慣改善を支援します。
----------------	--

2 <母子保健の充実>

【主要な施策】

【具体的な内容】

妊産婦や乳幼児の保健指導の推進	・妊娠期から乳幼児期を通じた母子の健康を確保するため、乳幼児健康診査や妊婦健康診査に係る費用の助成を実施し保健指導を進めます。
新生児等への訪問指導の推進	・関係機関と連携し、新生児・乳児訪問、低体重児の出生把握による未熟児訪問など、きめ細かな新生児等への訪問指導を推進します。
健診・相談体制等の整備充実	・子どもが健全に育つため、子育て支援、虐待の未然防止、疾病・障がいの早期発見や早期療育の支援を推進します。
母子の歯科保健の充実	・歯科検診、フッ素化合物を利用したむし歯予防対策など歯科保健の充実に努めます。 ・ライフステージ（生涯各期）において歯の健康を守る取組を進めるとともに、親子むし歯予防教室を開催するなど口腔衛生指導の充実に努めます。

3 <予防医療(感染症対策)の充実>

【主要な施策】

【具体的な内容】

感染症の知識の普及啓発	・伝染病やエイズなど感染症に対する正しい知識の普及啓発及び情報提供を図ります。 ・エキノコックス症の感染を予防するため、正しい知識の普及啓発を図るとともに早期発見・早期治療のための検診体制の充実に努めます。
予防接種の接種率の向上	・予防接種による免疫効果や安全性等の情報を提供するとともに予防接種の勧奨に努め接種率の向上を図ります。

地域医療の充実

<目 標> 市民がいつでも適切な医療サービスを受けることができるよう地域医療体制の確保と救急医療体制を整備する。

【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	小児救急医療体制	基準値 H16	未実施	中間値 H21	24 時間 体制	目標値 H27	24 時間 体制
------	----------	------------	-----	------------	-------------	------------	-------------

西胆振医療圏において輪番制により、小児科医が休日・夜間等における小児の重篤患者への対応による通年 24 時間体制

指標 2	休日等の歯科医院の開院日数	基準値 H16	2 4 日	中間値 H21	2 4 日	目標値 H27	2 4 日
------	---------------	------------	-------	------------	-------	------------	-------

指標 3	広域救急医療対策の日数	基準値 H16	24 時間 体制	中間値 H21	24 時間 体制	目標値 H27	24 時間 体制
------	-------------	------------	-------------	------------	-------------	------------	-------------

西胆振医療圏において輪番制により、休日・夜間等における重篤患者への対応による通年 24 時間体制

指標 4	救急救命士の養成者数	基準値 H16	1 6 人	中間値 H21	1 9 人	目標値 H27	1 8 人
------	------------	------------	-------	------------	-------	------------	-------

指標 5	普通救命講習の受講者数	基準値 H16	1,973 人	中間値 H21	5,454 人	目標値 H27	6,400 人
------	-------------	------------	---------	------------	---------	------------	---------

市民がいつでも適切な医療サービスを受けることができるよう、市民の医療ニーズ（需要）に応える医療体制の確保と医療環境の整備充実を図るとともに、休日、夜間における急病患者に対する救急医療体制の確保に努めます。

また、効果的な救急救命体制を確立するため、車両等の整備及び組織体制の強化、人材の育成など総合的な救急救命体制の整備を進めます。

【施策の基本的な方向】

1 <地域医療体制の確保>

【主要な施策】

【具体的な内容】

地域医療体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の多様な医療需要に応えるため、かかりつけ医の普及を図るとともに、医療機関の機能分担と連携の促進に努め、きめ細かな医療体制の確立を図ります。 ・休日における歯科医療体制の充実を図ります。 ・厚生年金病院が公的な病院として存続できるよう地域一体となり国へ要請を行なっていきます。
-----------	--

包括的な医療サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化の進行や生活習慣病の増大など疾病構造の変化などにより、在宅医療や緩和ケア（病気の苦痛の軽減）の必要性が高まっていることから、患者や家族の意向を尊重したサービスの提供を推進します。
---------------	---

2 <救急医療体制の整備>

【主要な施策】

【具体的な内容】

救急医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none">・医療機関の協力を得ながら、休日・夜間における救急患者に対する初期救急から2次救急までの救急医療体制の保持と質的向上に努めます。・小児科医による24時間救急医療体制の整備充実を図ります。・救命率向上のため、正しい心肺蘇生法が実施できるよう普通救急講習を行うなど、救急に関する意識の普及啓発を推進します。・主要な公共施設に自動体外式除細動器を整備し、運動中などの突然死の防止を図ります。
救急救命体制の整備	<ul style="list-style-type: none">・救急救命士を養成し、適正配置に努めるとともに、高規格救急車、救急資機材の充実を図り、高度な救命処置ができる救急体制の整備に努めます。

第3節 【誰もが安心して暮らせるまちをつくる】

基本的な考え方

急激な少子高齢社会の進展や障がい者の増加により、誰もが安心して暮らせるまちづくりが強く求められています。

地域では、ひきこもりや孤立する子育て家庭・高齢者・障がい者の増加や虐待などの社会問題も発生していることから、お互いを尊重した地域における支え合いが今まで以上に重要となってきています。

市や市民が役割を担って、子育て家庭・高齢者・障がい者など全ての市民が、地域で安心して暮らし自立した生活を送れるまちづくりを推進します。

地域で支え合う福祉活動の確立

<目 標> 誰もが地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、地域で共に支え合う福祉の基盤をつくる。

【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	ボランティアセンター等におけるボランティアの登録数	基準値 H17	380 人	中間値 H21	636 人	目標値 H27	700 人
------	---------------------------	------------	-------	------------	-------	------------	-------

指標 2	小地域ネットワークの参加町内会等の数	基準値 H16	5 3 町内会	中間値 H21	5 3 町内会	目標値 H27	6 0 町内会
------	--------------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------

急速な少子高齢社会の進展、地域で安心した生活を望む高齢者や障がい者のニーズの変化、更には、社会福祉構造改革による社会福祉制度（障害者自立支援法の施行等）の改正により、福祉を取り巻く環境が大きく変化しています。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりがますます求められています。

市と市民は一体となって、役割を分かち合いながらお互いを支えあえる地域づくりを推進します。

【施策の基本的な方向】

1 <地域福祉活動への参加促進 >

【主要な施策】

【具体的な内容】

地域で支え合う意識の醸成と地域福祉教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で誰もが安心して暮らせるように、市民がお互いに支え合う意識づくりに努めます。 ・福祉の一般的知識や市民がお互いに支え合うための地域福祉の考え方の普及啓発に努めます。
------------------------	--

地域福祉を支える人材・団体の育成	・ボランティアなど地域福祉を支える人材・団体の育成に努めます。
------------------	---------------------------------

2 <地域福祉の推進>

【主要な施策】

【具体的な内容】

地域福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民誰もが住み慣れた地域で生き生きと暮らしていけるまちづくりの実現を図るために福祉のまちづくり条例（仮称）を制定し、地域福祉の推進を図ります。 ・「地域で共に支え合う福祉（地域福祉）」を推進する共通の理念と仕組みをつくる計画として、地域住民、関係諸団体、公的サービスの連携のもとで、「自助」「共助」「公助」を重層的に組み合わせた「（仮称）登別市地域福祉計画」を策定し、誰もが安心して暮らせるまちづくりの基盤整備に努めます。 ・市民、関係団体、事業者、行政などが協働の視点に立ち、それぞれに役割を分担しながら参加する地域福祉体制の充実に努めます。
---------	---

地域を支える仕組みづくりと福祉ネットワークの充実	・地域で誰もが安心して暮らせるための支え合う仕組みと多様な仕組みの連携の充実に努めます。
--------------------------	--

高齢者福祉の確立

<目 標> 住み慣れた地域でいきいきとした生活を送る高齢者を増やす。

【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	自立高齢者（元気老人）の割合	基準値 H16	85%	中間値 H21	85.60%	目標値 H27	85%
------	----------------	------------	-----	------------	--------	------------	-----

指標 2	老後に不安を持っている人の割合	基準値 H16	79%	中間値 H21		目標値 H27	50%
------	-----------------	------------	-----	------------	--	------------	-----

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、長寿社会の基盤や介護予防など地域社会が一体となった高齢者保健福祉サービスの確立を図ります。

【施策の基本的な方向】

1 <長寿社会の基盤づくり>

【主要な施策】

【具体的な内容】

高齢者の生きがいづくりの場と機会の充実	<ul style="list-style-type: none">・老人クラブ関係者や市内高齢者、関係団体等とともに、高齢者団体のあり方などについて検討し、高齢者の生きがいづくりの場と機会の拡充に向けた体制整備に努めます。・高齢者の働く場として、シルバー人材センターの活動を支援します。・ときめき大学など高齢者の学習機会の充実を図ります。
高齢者の健康づくり活動の支援	<ul style="list-style-type: none">・介護予防を重点とした健康づくりを進める介護保険制度の地域支援事業と連動して、市民への健康づくりの支援を図ります。・高齢者の健康保持、増進のため健康相談体制の充実を図ります。
高齢者の生活基盤の整備	<ul style="list-style-type: none">・高齢者の生活安定のため、介護保険サービスの周知や生活基盤の整備に努めます。・高齢者が生活しやすい住宅や家回りを改善するための住宅改良や介護保険制度の利用（住宅改修費）の相談体制の充実を図ります。

2 <高齢者福祉の充実>

【主要な施策】

【具体的な内容】

介護予防、生活支援サービス機能の充実	<ul style="list-style-type: none">・高齢者に対する効率的な介護予防事業の充実を図ります。・高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるようサービス基盤の充実を図ります。
ひとり暮らし老人の支援	<ul style="list-style-type: none">・ひとり暮らし老人等の生活の不安を解消するため総合的な相談窓口機能の充実を図ります。・ひとり暮らし老人等の日常生活の不安解消や人命の安全を確保するため、老人緊急通報システムの充実や電話サービスなどの充実を図ります。

3 <介護サービスの充実>

【主要な施策】

【具体的な内容】

介護保険事業の適切な運営	<ul style="list-style-type: none">・高齢者が住み慣れた地域の中で自立した生活を送るため、安心してサービスを受けられるよう、介護サービス量や質を確保す
--------------	---

	る体制の充実を図り、介護保険事業の健全かつ円滑な運営に努めます。
介護保険事業者との連携	・介護サービス事業者が、地域の介護サービス提供についての課題の検討、事業者間の連絡や構築を行い、利用者に対して適切なサービスの提供ができるよう事業者との連携を図ります。
介護サービスを担う人材の資質の向上と連携	・ケアマネージャー（介護支援専門員）の資質向上のため、ケアマネ連絡会との情報交換や研修を通して連携に努めます。
地域包括支援センターによる介護サービスの充実	・地域包括支援センターにより、高齢者の介護や健康など様々な面から総合的に支援し、介護サービスの充実を図ります。
質の高い介護サービスの展開	・被保険者の状態に応じた、適切かつ多様なサービスの提供ができる体制の整備を図ります。 ・介護サービスは、量的整備と質の向上を図る必要性から、介護サービスに携わる人材の育成に努めます。
家族介護者への支援	・在宅での家族介護者に対し、介護負担を軽減するために、保健・医療・福祉との連携を深め、在宅介護サービスの充実を図り、家族介護者への支援に努めます。

障がい者福祉の確立

<目 標> 住み慣れた地域で自立した生活を送る障がい者を増やす。

【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	自立支援受給者実人員数	基準値 H16	412 人	中間値 H21	462 人	目標値 H27	864 人
------	-------------	------------	-------	------------	-------	------------	-------

指標 2	相談支援事業所数	基準値 H16	0 か所	中間値 H21	1 か所	目標値 H27	3 か所
------	----------	------------	------	------------	------	------------	------

障がい者が住みなれた地域で安心して暮らし、自立できるよう、在宅福祉の支援、医療支援、相談支援、施設整備の充実、就労支援など、地域社会が一体となった障がい者保健福祉サービスの確立を図ります。

【施策の基本的な方向】

1 <障がい者(児)への理解>

【主要な施策】

【具体的な内容】

心のバリアをなくす市民意識の醸成	・障がいのある人もない人もすべての市民が、相互に理解を深めるための交流や啓発の促進に努めます。
------------------	---

2 <障がい者(児)の自立支援>

【主要な施策】

【具体的な内容】

生活支援の充実	・障がい者が住みなれた地域で自立した生活が送れるよう、在宅支援の充実に努めます。 ・障がいに応じた施設整備を、既存施設の活用等を視野に入れながら、関係団体等と連携し、その充実に努めます。
---------	--

相談支援体制の充実	・障がい者が安心して相談できるよう、相談支援センターを設置し、相談体制の充実に努めます。
-----------	--

ボランティアや福祉団体の育成支援	・ボランティア活動の推進や育成を図るため、必要な知識や技術を習得する研修や体験の機会を提供し、ボランティアの育成に努めます。 ・ボランティアセンターを中心とするネットワークづくりを障がい者団体等と協働し、ニーズ(需要)に対応する体制の充実に努めます。 ・町内会ごとに地域住民が参加、協力して暮らせるように支援活動を行う小地域ネットワーク活動を支援し、その充実に努めます。
------------------	---

保健・医療・療育体制の整備	・障がい児の早期発見、早期治療等を関係者の密接な連携のもとに、総合的かつ効果的に推進するため、障がい児地域療育推進協議会の充実に努めます。 ・子ども発達支援センター機能の強化・充実など、障がい児の早期発見、各種相談、情報提供、関係機関との連携を図り、療育体制の充実に努めます。
---------------	---

就労支援の充実	・障がい者の雇用を促進するため、啓発活動や助成制度を周知し、事業主の理解と協力のもと、就労訓練の場の確保に努めます。 ・障がい者が就労の機会を得ることができるよう、各種助成制度等の周知や就労相談支援体制の充実に努めます。
---------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・一般雇用に就くことが困難な障がい者に、働く場を提供する授産施設の充実に努めます。 ・障がい者（児）が子どもやお年寄りなど市民と広く交流できる共生サロン事業所を開設し、各事業所の特性を生かした交流が活発に行われるよう推進・支援します。
--	--

生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者や高齢者等すべての市民に配慮した公共施設等の整備・改善の推進に努めます。 ・障がい者の自立生活に配慮した住宅、住環境の整備に努めます。 ・障がい者が安全かつ身体的な負担が少ない方法で、自由に行動ができ、移動性に配慮した環境整備に努めます。
---------	--

3 <障がい者の社会参加の促進>

【主要な施策】

【具体的な内容】

障がい者団体の自主的活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者団体と連携を図りながら、自主的な社会参加活動を支援し、団体の育成と組織の活性化に努めます。
----------------	--

文化スポーツ活動の支援と指導者の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が心豊かな生活を送ることができるよう、スポーツ・レクリエーション・文化活動を行う場の整備を図るとともに、参加する機会の拡充に努めます。
--------------------	--

自立した暮らしへの支援

<目 標> 生活基盤の弱い立場にある市民の生活安定と経済的自立の促進を図る。
ひとり親家庭等の社会参加機会の拡大及び生活の安定を図る。

【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	自立支援教育訓練講座受講件数	基準値 H16	3件	中間値 H21	2件	目標値 H27	6件
------	----------------	------------	----	------------	----	------------	----

生活基盤の弱い立場にある市民を支援する制度の適切な運用を図るとともに、生活安定と経済的自立の促進の支援に努めます。

ひとり親家庭等の生活相談や、自立のための職業訓練制度等の利用を促進するとともに、社会参加機会の拡大と生活の安定に努めます。

【施策の基本的な方向】

1 <自立した暮らしへの支援>

【主要な施策】

【具体的な内容】

生活安定対策の推進	・民生委員や関係機関との連携を図り、経済的に困窮している低所得者や生活上の問題を抱える市民への相談や支援に努めます。
ひとり親家庭への支援	・関係機関と連携を図り、ひとり親家庭への総合的な相談体制の充実や支援制度の普及・活用に努めます。

第4節 【男女共同参画社会の実現】

基本的な考え方

わが国の社会制度や長く続いた慣行のために、人びとの意識の中には、性別による固定的な役割分担意識がいまだに存在し、男女共同参画社会を形成するうえで大きな障害となっています。

憲法にうたわれている「個人の尊重」と「男女平等」の理念に基づいて、男女が長い歴史の中で培われてきた社会的、文化的なジェンダー（性差）にとらわれず、お互いの人権を認め尊重し、その個性と能力を發揮しながら自らの意思であらゆる分野に対等に参画できる社会の実現に努めます。

男女の人権が尊重される社会の実現

<目 標> 男女共同参画社会の実現を図るため、男女の人権が尊重される社会を実現する。

【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	男女共同参画に関する言葉を見たり聞いたりしたことのない人の割合	基準値 H16	14.2%	中間値 H21		目標値 H27	0%
------	---------------------------------	------------	-------	------------	--	------------	----

指標 2	民間シェルター（配偶者や恋人などからの暴力被害者の緊急避難施設）利用者の市民の人数	基準値 H16	3（13） 人	中間値 H21	5（9） 人	目標値 H27	5（10） 人
------	---	------------	------------	------------	-----------	------------	------------

（ ）値は、大人と同伴者の子どもも含めた数値。

長い歴史の中で培われた人々の意識や行動、社会制度や慣行の中には、いまだに男女の固定的な性別役割分担意識が存在するとともに、家庭内暴力やセクシャルハラスメント（性的いやがらせ）など、女性に対する人権や平等権の侵害が数多く見られることから、男女がともに人権を認め尊重し合いながら、社会の一員として責任を担っていくため、男女平等の条件づくりや女性の人権保護に努めるとともに、男女共同参画推進条例制定の検討を進めます。

【施策の基本的な方向】

1 <男女平等の条件づくり>

【主要な施策】

【具体的な内容】

家庭、学校、地域、職場での男女平等意識の啓発	・男女平等意識の浸透や男女共同参画に関する理解と認識を深めるための啓発に努めます。
------------------------	---

家庭生活への男性の参画促進	・家庭内における男女の固定的性別役割分担意識の解消や男性の家事、育児、介護等の参画促進に努めます。
---------------	---

2 <女性の人権保護>

【主要な施策】

【具体的な内容】

配偶者・パートナーからの暴力に関する相談及び支援体制の充実	・関係機関と連携を図り、配偶者・パートナーからの暴力による被害者からの相談や支援体制の充実に努めます。
-------------------------------	---

男女があらゆる分野に参画することができる社会の実現

<目 標> 男女共同参画社会の実現を図るため、男女があらゆる分野に参画することができる社会を実現する。

【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	女性の審議会や委員会への登用率	基準値 H16	29%	中間値 H21	30.3%	目標値 H27	40%
------	-----------------	------------	-----	------------	-------	------------	-----

固定的な性別役割分担意識により家事、育児、介護などを女性が担っている一方、政策・方針決定の場への女性の参画が少ない状況にあります。

男女が平等にあらゆる分野に参画をすることができるために、女性の社会参画の促進に努めるとともに、女性が安心して働き続けることができる社会の実現を目指します。

【施策の基本的な方向】

1 <女性の社会参画の促進>

【主要な施策】

【具体的な内容】

地域活動、市民活動への女性参画の促進	・地域活動や市民活動に対する女性の積極的な参画の促進に努めます。
--------------------	----------------------------------

女性の職域拡大と各種審議会等への登用促進	・女性の職域の拡大に努めるとともに、政策や方針決定過程への女性の登用促進に努めます。
----------------------	--

第2章 自然とともに暮らすまち

第1節 環境への負荷の少ないまちをつくる

第2節 自然を生かした潤いのあるまちづくり

第3節 安全に安心して暮らせるまちづくり

第1節 【環境への負荷の少ないまちをつくる】

基本的な考え方

環境保全については、登別市環境基本計画に基づき資源循環型社会の実現に向け市民・事業者・民間団体及び行政が一体となって組織した「登別市環境保全市民会議」を中心に全市的な環境保全活動に取り組んでいます。

今後も、引き続き市民総参加による環境保全活動を積極的に推進し環境への負荷の少ない循環型社会を構築します。

環境に配慮した暮らしの構築

<目 標> 一人でも多くの市民が環境問題に理解と関心を持ち、それぞれの立場で環境に配慮した暮らし方を構築する。

【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	環境保全活動に取り組む人数	基準値 H 16	525 人	中間値 H 21	633 人	目標値 H 27	630 人
------	---------------	-------------	-------	-------------	-------	-------------	-------

指標 2	環境家計簿の活用に取り組む世帯の割合	基準値 H 16	1%	中間値 H 21	3.30%	目標値 H 27	10%
------	--------------------	-------------	----	-------------	-------	-------------	-----

指標 3	環境調査における環境基準を超えた項目	基準値 H 16	0 件	中間値 H 21	0 件	目標値 H 27	0 件
------	--------------------	-------------	-----	-------------	-----	-------------	-----

市民一人ひとりが、地球規模における環境保全の重要性を認識し、日常生活の中で環境問題を主体的に捉え、省資源・省エネルギー型生活の実現を目指すことができるよう啓発するとともに、市民の健康の保護、生活環境や自然環境の適正な保全を図ります。

【施策の基本的な方向】

1 <環境保全意識の醸成>

【主要な施策】

【具体的な内容】

環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもから大人まで各年齢層に応じた環境教育・学習の推進に努めます。 ・子どもたちの環境に対する意識を育むため、学校における環境教育の推進に努めます。
---------	--

環境保全団体や広域連携による連携強化と活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自主的に環境保全活動に取り組む団体間等の情報交換や交流を促進します。 ・市や環境保全団体における情報の交換を促進します。 ・環境保全の推進を広域的に連携して取り組みます。
--------------------------	--

環境に配慮した消費行動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入や環境ラベルの付いた製品の購入が定着するよう普及啓発活動を推進します。
----------------	--

2 <環境保全活動の推進>

【主要な施策】

【具体的な内容】

省資源・省エネ生活への意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な生活における節電の普及など、省資源・省エネルギーと環境にやさしい生活様式の意識啓発を推進します。
-----------------	--

温室効果ガスの削減推進	<ul style="list-style-type: none"> ・登別市温暖化対策推進実行計画などに基づき、温室効果ガスの削減に向けた取組を推進します。
-------------	--

自然エネルギーの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光や風力などの自然エネルギーの利用促進を支援します。
--------------	---

公害監視体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音、振動、地盤沈下などの原因による環境悪化防止のため監視に努めます。
-----------	---

生態系の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・外来種のペット等が捨てられ生態系を乱すことを防止するため、飼い主に対してペット等の適正な飼育管理についての意識の啓発を行い、生態系の保全を図ります。 ・野犬掃討や、カラス・蜂の巣の駆除を行い野犬、蜂、カラス等による人への危害防止を図ります。
--------	--

循環型社会の構築

<目 標> 循環型社会の構築を目指し、ごみの減量化やリサイクル活動の促進と廃棄物の適正な処理を行う。

【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	家庭系ごみの市民一人・1日当り排出量	基準値 H 16	570g	中間値 H 21	582 g	目標値 H 27	550g
------	--------------------	-------------	------	-------------	-------	-------------	------

指標 2	事業系ごみの年間排出量	基準値 H 16	9,388 t	中間値 H 21	8,299t	目標値 H 27	8,700t
------	-------------	-------------	---------	-------------	--------	-------------	--------

指標 3	最終処分場の年間埋立て量	基準値 H 16	2,234t	中間値 H 21	2,452t	目標値 H 27	2,000t
------	--------------	-------------	--------	-------------	--------	-------------	--------

指標 4	不法放棄件数	基準値 H 16	48 件	中間値 H 21	63 件	目標値 H 27	0 件
------	--------	-------------	------	-------------	------	-------------	-----

一般廃棄物処理基本計画の実現を目指し、策定した「ごみ減量化行動指針」に基づき、ごみの減量化やリサイクル活動の啓発を促進するとともに、廃棄物の適正な処理を推進します。

【施策の基本的な方向】

1 <廃棄物の減量>

【主要な施策】

【具体的な内容】

ごみの排出抑制の普及啓発とその実践強化	・「登別市ごみ減量化行動指針」に基づき、ごみの減量化と普及啓発を推進します。
---------------------	--

2 <廃棄物の有効利用>

【主要な施策】

【具体的な内容】

リサイクルの普及啓発とその実践強化	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の分別や、資源回収を推進します。 ・資源回収を促進するため回収団体への支援を図ります。 ・再生品の有効利用や普及啓発を推進します。 ・生ごみを利用した堆肥の製造として、民間と共同で品質向上を図り、付加価値を高める研究を進めます。
-------------------	---

3 <一般廃棄物の適正処理>

【主要な施策】

【具体的な内容】

ごみ処理施設の適正な維持管理の推進	・クリンクルセンターの焼却処理施設等の日常の維持管理を適切に行い、併せて施設の延命化を図ることによって、廃棄物の安全かつ安定的な処理に努めます。
-------------------	--

4 <産業廃棄物の適正処理>

【主要な施策】

【具体的な内容】

産業廃棄物処理場の適正な管理・指導	・関係機関と連携を図り、環境汚染防止の指導・監督に努めます。
-------------------	--------------------------------

5 <不法投棄の防止>

不法投棄防止の強化	・「登別市不法投棄、ポイ捨て及びペットのふんの放置条例」に基づき、市民・事業者・行政が一体となり、不法投棄防止の強化を図ります。
-----------	--

生活排水の適正な処理

<目 標> 生活排水等を適正に処理することにより水質汚濁を防ぎ、環境負荷を軽減する。

【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	下水道処理人口普及率	基準値 H 16	84.00%	中間値 H 21	95.00%	目標値 H 27	96%
------	------------	-------------	--------	-------------	--------	-------------	-----

指標 2	汚水処理人口率	基準値 H 16	63.67%	中間値 H 21	80.10%	目標値 H 27	93%
------	---------	-------------	--------	-------------	--------	-------------	-----

指標 3	水洗化率	基準値 H 16	73.40%	中間値 H 21	82.00%	目標値 H 27	100%
------	------	-------------	--------	-------------	--------	-------------	------

指標 4	浄化槽の設置率	基準値 H 16	12.38%	中間値 H 21	22.56%	目標値 H 27	100%
------	---------	-------------	--------	-------------	--------	-------------	------

指標 5	し尿の年間汲み取り量	基準値 H 16	13.844kl	中間値 H 21	8,097kl	目標値 H 27	2.960kl
------	------------	-------------	----------	-------------	---------	-------------	---------

日常生活や事業活動から排出される様々な生活排水等（生活排水・事業場排水・観光排水等）の水質汚濁が環境に影響を及ぼす大きな要因となっているため、下水道処理施設やし尿処理施設の整備による生活排水等の処理を適正に行い、水質汚濁を防ぎ、環境負荷の軽減に努めます。

【施策の基本的な方向】

1 <下水道の普及拡大と処理施設の適正な管理>

【主要な施策】

【具体的な内容】

下水道事業の促進	<ul style="list-style-type: none">・下水道事業の推進を図ります。・水洗化率の向上を図ります。・業務系施設の下水道への接続を促進します。・若山浄化センターの拡充と機器類の計画的な更新を行います。
----------	--

2 <合併浄化槽の普及>

【主要な施策】

【具体的な内容】

個別排水処理施設の整備	<ul style="list-style-type: none">・下水道計画区域外の合併浄化槽設置率の向上を図ります。
-------------	---

3 <し尿の適正処理>

【主要な施策】

【具体的な内容】

し尿処理施設の整備	<ul style="list-style-type: none">・し尿処理施設の適正な維持管理と、計画的な施設更新に努めます。
-----------	---

第2節 【自然を生かした潤いのあるまちづくり】

基本的な考え方

人と自然とのふれあい拠点整備事業で整備したネイチャーセンターを中心に体験型自然環境学習を推進してきましたが、更に、これからは、市内の自然環境保全団体と連携し、子どもから高齢者まで、市民の各年齢層に応じて、地域自然環境の再認識と自然環境保全の意識啓発を推進します。

また、みどりは、安全で快適な生活をおくる上で欠かせない存在であることから、自然をいかした潤いのあるまちづくりを推進します。

人と自然が共生する潤いと安らぎのある環境の創出

<目 標> 自然環境学習を充実し、自然や緑の保全に努めるために、自然環境学習の指導ができる人を増やして、自然環境学習の輪を広げていく。

【目標への接近度を計る指標等】

指標1	自然環境学習指導者の人数	基準値 H16	50人	中間値 H21	160人	目標値 H27	75人
-----	--------------	------------	-----	------------	------	------------	-----

指標2	都市計画区域内の市民一人当りの緑地面積	基準値 H16	1,421㎡	中間値 H21	1,489㎡	目標値 H27	1549㎡
-----	---------------------	------------	--------	------------	--------	------------	-------

登別市みどりの基本計画の実現と、地域に根ざした環境保全活動や、自然環境学習の輪を広げるため、幅広い視野を持った実践的な指導者の育成や自然に学び、自然とのふれあいを体験する場の整備と公園施設の適正な維持管理に努め、みどりと調和のとれた環境づくりを進めます。

【施策の基本的な方向】

1 <自然環境活動の拠点づくりと人づくり>

【主要な施策】

【具体的な内容】

体験的自然環境学習の場の充実	・山、川、海、温泉等自然を活用した体験型自然環境学習の場の充実に努めます。
各団体等との連携による自然環境学習や健康づくり指導者の養成	・自然環境保全や健康づくり活動をしている団体等と連携し、自然学習をしながら健康づくりができるよう、指導者の養成や新たなサークル等の活動の推進を図ります。

2 <自然環境の保全と回復>

【主要な施策】

【具体的な内容】

適切な自然環境保全活動の推進	・自然保全地域などの法令に基づく地域指定など野生生物の生育、生息域の保全に努めます。
貴重な自然を保全するための環境整備	・特別緑地保全地区の適正な保全及び利活用に向けて必要な施設整備を推進するとともに、管理体制の構築に努めます。
野生生物のデータ集約及び情報の発信	・市内の野生生物の生育、生息実態の把握に努め、データの収集や市民への情報発信を図り、その利活用を促進します。
自然を生かした公園、緑地の整備	・公園、緑地等の保全及び整備にあたっては既存の樹木や自然景観等に配慮した整備に努めます。
海岸沿いのみどりの保全、回復	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸沿いのみどりの保全を図るとともに、海浜地を利用して市民と協働により樹木の植栽等を進めます。 ・不法投棄の防止対策や海岸漂流物の調査除去など、関係機関との相互協力体制づくりや地域住民の協力を得て取り組みます。
森林の保全	・森林は、水資源の涵養や大気の浄化、野生生物の生育・生息の場など大切な機能を有することから、その保全に努めます。

3 <水辺環境の保全・創造>

【主要な施策】

【具体的な内容】

河畔林の保全	・河川沿いの樹木の保全を図るとともに、河川管理に影響のない河川敷地を利用してみどりの拡大に努めます。
自然環境と調和した親水空間の復元	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の樹木等の自然を残しながら河川親水空間づくりを推進します。 ・多様な生物の育成、生息空間である水辺の保全に努めます。 ・水辺を活用した自然とのふれあいづくりの推進に努めます。

4 <自然とのふれあいの場の整備>

【主要な施策】

【具体的な内容】

地域の自然資源を活用した自然とのふれあいの場の整備	・ネイチャーセンターや公園、緑地で開催されるイベント等に、気軽に参加できるように、自然とのふれあいの場の整備に努めます。
---------------------------	--

5 <葬斎場・墓地の整備>

【主要な施策】

【具体的な内容】

葬斎場の効率的な運営	・故人と遺族に配慮した尊厳を重んじる葬斎場として施設等の維持管理に努めます。 ・施設の運営形態については、公益性及び公共性を保持しつつ、今後、指定管理者制度等の導入も視野に入れて検討します。
墓地の整備	・衛生的で安心して利用できる墓地の整備を図ります。 ・墓地の需要を把握し、需要状況に合わせた墓地の整備を進めます。

第3節 【安全に安心して暮らせるまちづくり】

基本的な考え方

(総合防災計画)

過去数度にわたり大雨や台風、地震などの自然災害に見舞われ被害が発生し、特に、大雨災害では、大きな被害を受けてきました。

このため、過去の教訓を活かし、治山や河川改修、雨水・排水対策などの整備を進め、また、防災についての市民啓発も実施してきたところですが、これらをさらに推進し、市民が安心して暮らせるまちづくりに努めることが重要な課題です。

災害に強いまちづくりをさらに推進するため、防災資機材の整備とともに災害時の心構え等の啓発を推進します。

(消防・救急救助体制)

大地震や火山噴火等の自然災害、NBC（核・生物・化学）災害発生時の消防に対する住民の期待は高く、緊急時に即応できる消防体制の整備、迅速、的確な消防・救急救助活動の展開が求められています。

このため、効率的な消防組織や施設、救急救助体制等の整備充実を図るとともに、火災を未然に防ぐための予防活動の強化や消防団の活性化などを図ります。

(交通安全対策)

交通事故のないまちをつくるために、交通安全協会とともに交通安全思想の普及と交通安全意識の啓発に努め、歩行者が安全で安心して通行のできる歩道の整備を行い、交通安全施設の充実に努めます。

(消費者対策)

市民の日常生活における消費者の権利を守るため、消費生活情報の調査・収集と提供及び消費生活相談に努めます。また、消費者の自主的活動を促進するため、消費者団体の活動を支援します。

(防犯対策)

市民が安全に安心して暮らせるよう、警察や町内会等の各関係団体と連携を図り、テロなどの危機管理や犯罪誘発防止に努めます。

(市民相談)

暮らしが豊かになるにつれて、多種多様な困りごとや心配ごと、苦情が増える傾向にあることから、軽易な相談から法律の専門家による相談など幅広い相談体制の充実に努めます。

総合防災体制の整備

<目 標> 万が一の災害に備えた心構えなどの普及啓発や防災機材の整備や地域防災組織の整備促進、非常用食糧の適正な備蓄、未整備河川の改修整備を進める。

【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	防災訓練の実施回数	基準値 H 16	1/2 回 隔年実施	中間値 H 21	1 回	目標値 H 27	1/2 回 隔年実施
指標 2	防災意識向上のための勉強会や研修会の開催回数	基準値 H 16	22 回	中間値 H 21	126 回	目標値 H 27	150 回
指標 3	自主防災組織の世帯加入率	基準値 H 16	21.8%	中間値 H 21	68.1%	目標値 H 27	75%

災害から市民の生命財産を守るため、防災計画の適宜見直しを進めるとともに、防災訓練の実施やハザードマップの有効活用を図りながら、万が一の災害に備えた心構えなどの普及啓発や防災機材の整備に努めるとともに、非常用食糧の適正な備蓄等に努めます。

なお、河川災害防止対策としては、民有地内を流下している未整備河川の治水機能を向上させるため、用地処理を含めた護岸整備を進めます。

また、老朽危険家屋対策として、廃屋や老朽化による空家など、壁のはく離や屋根の飛散などにより近隣住人や通行人に危険の及ぼす可能性のある家屋について、町内会等との連携によりその把握に努めるとともに、所有者等に撤去や修繕などの改善指導を行います。

【施策の基本的な方向】

1 <総合防災対策の推進>

【主要な施策】

【具体的な内容】

防災計画の推進	・災害対策基本法に基づき登別市防災会議が「登別市地域防災計画」を作成しており、この計画に沿った防災体制の適切な執行に努めるとともに、必要に応じて適宜修正をし、災害に対しての基本体制の充実に努めます。
防災訓練の実施	・登別市地域防災計画に基づき、隔年で防災訓練を実施し、万が一の自然災害に備える訓練の充実に努めます。

ハザードマップの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度、18年度の2か年事業で作成し、全戸配布したハザードマップ（災害予想区域図）を万が一の自然災害に備えた日頃の心構えや非常持ち出し品の備え、自宅周辺における危険個所の把握などに活用してもらい、これによって被害を最小限に抑えることが可能となるよう努めます。 ・地域と連動しながら、災害時における要援護者（高齢者や障がい者など）への避難支援対策の充実・強化を図ります。
------------	---

防災思想の普及啓発強化	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織や各町内会を対象に防災に関する研修会を繰返し実施することにより、市民の防災に対する意識を高め、啓発活動の推進に努めます。 ・津波・地震に対する避難所や避難経路の周知などの啓発等に努めます。
-------------	--

2 <防災体制の確立>

【主要な施策】

【具体的な内容】

防災施設及び設備の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内・屋外の一次避難所やサイレン遠隔吹鳴装置など、災害時に活用する施設や各種設備の適正な維持管理を行い、万一の災害時にも円滑に機能するよう整備に努めます。 ・集中豪雨による道路冠水の原因を調査し減災のための対策を講じます。
---------------	---

防災センター機能の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・各種災害に備えた防災センター機能を備えた施設の整備に努め、効果的防災体制の充実を図ります。
-------------	--

防災情報体制の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・降雨情報等の高性能観測装置や同報系無線システムなど地域防災システムの整備に努め、災害時の情報伝達の円滑な推進に努めます。 ・広報媒体としての放送機関との連携強化を図ります。
-----------	--

自主防災組織の設立促進	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度末、20の自主防災組織があり、65の単位町内会（組織率70%＝全95町内会）が参加していますが、全ての町内会が自主防災組織を有する取組を進めます。
-------------	--

地域における防災資機材の装備	・自主防災組織に対し、各種資機材の整備に必要な財政支援を行い、防災活動の助長を図ります。
----------------	--

非常用食糧の備蓄	・山間部など災害時に孤立する可能性がある地域に非常用食糧の備蓄を図ります。
----------	---------------------------------------

3 <治山・治水対策の推進>

【主要な施策】

【具体的な内容】

治山事業の推進	・森林の維持保全と、山地に起因する災害から市民の生命・財産を守るため治山事業を推進します。
---------	---

治水事業の推進	・未整備の河川について、計画的な整備に努めるとともに、河川の維持管理に努めます。
---------	--

消防・救急救助体制の充実

<目 標> 火災予防活動の強化や消防団の活性化など総合的な消防力を強化し、火災発生や被害を防ぐ。

【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	建物火災の発生件数	基準値 H 16	1 3 件	中間値 H 21	7 件	目標値 H 27	6 件
------	-----------	-------------	-------	-------------	-----	-------------	-----

指標 2	火災による死傷者の割合	基準値 H 16	18.5%	中間値 H 21	7.7%	目標値 H 27	0 %
------	-------------	-------------	-------	-------------	------	-------------	-----

効果的な消防・救急救助体制を確立するため、消防庁舎・車両及び人員の適正配置を図るとともに、火災を未然に防ぐための予防活動の強化や消防団の活性化など総合的な消防力の強化を図ります。

【施策の基本的な方向】

1 <火災予防活動の推進>

【主要な施策】

【具体的な内容】

防火管理体制の強化	・地域住民と事業所等の連携による防火管理体制の強化に努めます。
-----------	---------------------------------

防火思想の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の防火、防災意識の高揚を図るための講習会や広報活動を強化するとともに地域、事業所の火災予防の普及啓発に努めます。 ・登別市消防創設100周年を平成25年度に迎えるため、各種記念事業を実施し、消防活動の充実と市民の理解・協力を努めます。 ・事業所等における防火管理の知識、技術の向上を図るための防火管理講習会の定期的な実施に努めます。 ・住宅火災から死者数の低減を図るため「住宅用火災警報器」の義務化により住宅への設置普及に努めます。
---------	--

防火査察の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・防火対象物の査察を定期的を実施し、火災予防上必要な指導に努めます。 ・危険物施設への定期的な立入検査を通じ、技術基準の適合性について安全指導に努めます。 ・災害時要援護者を災害から守るため、一人暮らし等の高齢者査察を強化します。
---------	---

消防団の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・女性団員も含め新団員の確保等、消防団の強化に努めます。 ・消防団員の安全装備品の整備に努めます。
---------	--

2 <消防力の強化・高度化>

【主要な施策】

【具体的な内容】

消防施設、機器整備の高度化と効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・消防、防災活動の拠点として防災センター機能を備えた消防庁舎の建設を検討します。 ・効果的な出動体制を確立するため、消防施設の適正配置の検討及び老朽化した各施設の計画的な整備に努めます。 ・消防ポンプ自動車、救助工作車等、消防資機材の整備を順次進めるとともに、早急に必要とする場合は速やかな対応に努めます。
-------------------	---

消防用通信体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・消防救急デジタル無線の整備を行い、消防緊急通信指令施設の共同運用など消防機動力の高度化に努めます。
------------	--

消防水利の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・水利不足地域の解消を図るため計画的に消火栓や防火水槽の整備に努めます。
---------	--

広域消防体制の整備と消防施設の適正配置	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応型車両の導入やそれに対応した資機材の整備に努めます。 ・行政区域を越えた消防救急無線のデジタル化・広域化・共同化と消防指令業務の共同運営について広域的な体制の整備に努めます。
---------------------	---

交通安全の推進

<目 標> 交通安全意識の高揚と交通安全施設の整備を進め、交通事故を防止する。

【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	交通事故件数	基準値 H 16	202 件	中間値 H 21	193 件	目標値 H 27	180 件
------	--------	-------------	-------	-------------	-------	-------------	-------

指標 2	交通事故死亡者数	基準値 H 16	4 人	中間値 H 21	4 人	目標値 H 27	0 人
------	----------	-------------	-----	-------------	-----	-------------	-----

交通安全意識の高揚を図るため、交通安全教育や全市的な交通安全運動の推進に努めるとともに、歩行者が安全で安心して通行のできる歩道の整備と交通安全施設の整備を進め、交通事故の防止に努めます。

【施策の基本的な方向】

1 <交通安全意識の高揚>

【主要な施策】

【具体的な内容】

交通安全に関する意識啓発の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・登別市交通安全計画に基づく各種啓発活動のほか、幼稚園児や小学校低学年生を対象とした交通安全青空教室、高齢者を対象とした交通安全教室、各老人クラブでの交通安全講習会など子どもや高齢者に重点をおいた交通安全に関する意識啓発に努めます。
-----------------	--

2 <交通安全施設の整備>

【主要な施策】

【具体的な内容】

交通安全施設の増設	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者が安全に安心して利用できるよう、歩道の整備計画を立て整備を行うとともに、信号機、歩道、カーブミラー、照明灯、ロードマークなどについて、年次計画を立て
-----------	--

	<p>交通安全施設の設置に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内会や地域住民からの信号機等の交通安全施設の整備要望に対する現状把握に努めて情報の共有を図ります。また、その情報を基に関係機関と連携を図り、継続的に要望等を行います。
--	--

安全な消費生活の確保

<目 標> 市民の消費生活の安全と安定の確保を図る。

【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	消費生活展の参加者数	基準値 H 16	450 人	中間値 H 21	800 人	目標値 H 27	800 人
------	------------	-------------	-------	-------------	-------	-------------	-------

指標 2	消費生活相談件数	基準値 H 16	401 件	中間値 H 21	183 件	目標値 H 27	215 件
------	----------	-------------	-------	-------------	-------	-------------	-------

指標 3	消費生活相談の解決率	基準値 H 16	100%	中間値 H 21	100%	目標値 H 27	100%
------	------------	-------------	------	-------------	------	-------------	------

消費者協会と連携し、消費生活モニターによる価格動向調査、商品試買量目調査等を実施するとともに、オレオレ詐欺や振り込め詐欺などの多様化する消費生活相談の充実に努め、市民の消費生活の安全と安定の確保に努めます。

【施策の基本的な方向】

1 <消費者対策の充実>

【主要な施策】

【具体的な内容】

消費者意識の啓発及び学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・高校、老人クラブ、町内会等へ出向いての消費生活出前講座の開催及び消費生活展の開催等により、消費生活についての正しい知識の普及・啓発に努めます。
-------------------	--

消費者相談機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害を救済するための生活相談を行うとともに、トラブルの未然防止策についての啓発に努めます。 ・プライバシーの確保に努め、市役所内に設置する消費生活センターの機能強化を図ります。
------------	---

犯罪のない安全なまちづくり

<目 標> 犯罪のない安心・安全なまちをつくり、市民の生命、身体及び財産を保護する。

【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	市内の犯罪発生件数（年間）	基準値 H 16	732 件	中間値 H 21	458 件	目標値 H 27	414 件
------	---------------	-------------	-------	-------------	-------	-------------	-------

犯罪や少年非行のない明るく住みやすい地域社会の実現を目指すため、関係機関・団体と連携を図り、社会を明るくする運動及び暴力追放運動、防犯灯の設置、空家等の適正管理による犯罪誘発防止に努めるほか、外国からの武力攻撃やテロなどの発生による市民の生命、身体又は財産を保護するための危機管理等、必要な措置（訓練、警報、避難等）に努めます。

【施策の基本的な方向】

1 <防犯対策の推進>

【主要な施策】

【具体的な内容】

国民保護計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づき策定した登別市国民保護計画により、関係機関と連携をした中で、外国からの武力攻撃や大規模テロ等から市民の安全を確保するための措置（訓練、警報、避難等）を講ずることとします。
地域ぐるみ防犯活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・室蘭・登別防犯協会連合会等との連携を図り、効果的な地域安全活動の支援に努めます。 ・地域安全ニュースの発行や目の不自由な方のための地域安全ニュース点字版及び録音テープ版の発行や防犯セミナーの開催及び暴力団排除運動等の啓発活動に努めます。 ・町内会などが地域の安全を確保するための防犯灯の設置や、社会を明るくする運動、防犯講話等の支援協力を努めます。

心配ごと・困りごとの解消

<目 標> 専門家による相談の機会を増やし、より多くの困りごとの解消に努める。

【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	相談可能人数	基準値 H 16	144 人	中間値 H 21	71 人	目標値 H 27	144 人
------	--------	-------------	-------	-------------	------	-------------	-------

生活上の心配ごとや困りごと、苦情など多種多様な相談を必要に応じて各種の専門家から受けることができる無料法律相談等の相談体制の充実を図り、市民の心配ごと困りごとの解消に努めます。

【施策の基本的な方向】

1 <市民相談の充実>

【主要な施策】

【具体的な内容】

市民相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none">・市民相談があった際には、組織横断的に適切な対応に努めます。・生活上の心配ごとや困りごと、苦情など簡易な相談の実施や弁護士・司法書士等の各種専門家による無料法律相談の実施に努めます。・無料法律相談の機会を増やし、市民相談の充実を図ります。
-----------	---

第3章 大地に根ざしたたくましい 産業が躍動するまち

第1節 活力に満ちた魅力あふれる産業をつくる

第2節 自然を活かした産業の育成

第1節 【活力に満ちた魅力あふれる産業をつくる】

基本的な考え方

支笏洞爺国立公園内に位置する当市は、豊富な湯量と多種の泉質を誇る登別温泉と山間部の国民保養温泉地を中心に、北海道遺産に認定された地獄谷をはじめオロフレ山系や太平洋などの自然資源に加え、多くのテーマパークが立地するなど、北海道を代表する観光地として発展を続けています。

最近の旅行形態は、従来の団体旅行から自由なプランニングができる小グループ旅行へと推移しており、アウトドアスポーツ、観光農業など体験型観光のニーズが強まっていることや、ニューツーリズム創出・流通促進事業により長期滞在型の観光を目指す動きが活発化するなど、新しい観光の形が求められています。このため、当市においても従来の観光地としての特性を生かした上で周辺地域と連携した観光地づくりが必要となります。

また、市内中小企業を取り巻く経営環境が厳しい中で、基幹である観光産業は、関連する産業の裾野が広く、大きな経済波及効果・雇用創出効果を持っていますが、当市では他産業との関わりが薄いことから、市内全域をひとつの経済圏とした産業関連は極めて低い状況にあります。

このことから、地域の潜在資源を活用した新たなビジネスモデルの事業化に向けた取組を進めるとともに、産学官や異業種との交流・連携を深めるなど、複合的産業基盤の形成を図り、域内の経済循環の構築を目指します。

魅力ある観光地づくり

<目 標> 豊かな温泉に加え、自然、農業、漁業、文化、スポーツなどの地域資源を活用した魅力ある観光地を目指すほか、周辺地域と連携し新しい観光の形を確立させる。

【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	観光客数（年間）	基準値 H16	320 万人	中間値 H21	302 万人	目標値 H27	332 万人
------	----------	------------	--------	------------	--------	------------	--------

指標 2	宿泊延数（年間）	基準値 H16	140 万人	中間値 H21	116 万人	目標値 H27	146 万人
------	----------	------------	--------	------------	--------	------------	--------

指標 3	連泊率	基準値 H16	0.5%	中間値 H21	0.7%	目標値 H27	24.7%
------	-----	------------	------	------------	------	------------	-------

指標 4	外国人観光客宿泊延数	基準値 H16	132 千人	中間値 H21	177 千人	目標値 H27	325 千人
------	------------	------------	--------	------------	--------	------------	--------

団体から小グループへと変化する旅行形態や、アウトドアスポーツ、観光農業、クラフトデザイン（木工品等の手作業による製作）など体験型が増えている観光行動など、観光客のニーズを的確に把握するとともに、他の観光地との差別化を意識しながら、豊かな温泉に加え、自然、農業、漁業など地域の潜在資源を活用した観光地づくりを進めていきます。

【施策の基本的な方向】

1 <ときめきと感動のある観光地づくり>

【主要な施策】

【具体的な内容】

地域の資源を活かした観光施設整備	・集客に適した施設となるよう施設・周辺のインフラ（基盤）整備を推進するとともに、観光客の安全確保に努める。
------------------	---

観光客のニーズに即応できる受入体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客のニーズにあった体験型の観光資源やメニューの創出を図ります。 ・観光スポットの環境整備を行い、受入体制の充実を図ります。 ・観光客のニーズに的確に対応するため、地域観光の魅力旅行者に紹介する案内業務（コンシェルジュ）の事業化への取組を支援します。
----------------------	---

温泉資源の活用	・奥の湯沼、大湯沼の温泉資源を活用し、上登別地区への温泉供給事業を展開するとともに、大湯沼下流を親水施設（天然足湯）としての利用を図る。
---------	--

2 <心と体を癒す観光のまちづくり>

【主要な施策】

【具体的な内容】

広域連携による濃密な情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページによる観光情報の発信に努めます。 ・外国人観光客向けのパンフレットを作成するなど、外国からの観光客への情報発信に努めます。 ・広域連携による誘客活動や外国人観光客及び修学旅行生の受入体制の整備を推進します。
----------------	--

温かいもてなしの心の醸成	・ホスピタリティ（もてなし）の精神に基づき、観光地「登別温泉」の玄関口である道道2号線沿いの桜並木の維持管理の実施
--------------	---

	<p>や、観光ボランティアガイドの運営等、観光客をまちぐるみで温かく迎える体制づくりを推進します。</p> <p>・観光ボランティア、スパヘルパー、ネイチャーガイドなど、観光客のニーズに対応できる体制づくりを推進します。</p>
--	--

域内経済循環の基礎となる複合的産業基盤の形成

<目 標> 観光産業を軸に複合的産業基盤を形成し、域内の経済循環を構築する。

【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	起業件数	基準値 H16	20社	中間値 H21	19社	目標値 H27	20社
------	------	------------	-----	------------	-----	------------	-----

指標 2	登別市企業化支援事業申請件数	基準値 H16	0件	中間値 H21	1件	目標値 H27	5件
------	----------------	------------	----	------------	----	------------	----

指標 3	特産物開発件数	基準値 H16	1件	中間値 H21	0件	目標値 H27	3件
------	---------	------------	----	------------	----	------------	----

地域の潜在資源を活用した新たなビジネスモデルの事業化に向けた取組を進めるとともに、基幹である観光産業を軸に、産学官の連携や環境・文化・教育・福祉・医療分野等との異業種交流・連携を深めるなど、複合的産業基盤の形成を図り、域内の経済循環の構築を目指します。

また、地元産品の高付加価値による登別ブランドの確立に向けた取組の支援等を推進し、地域の資源や技術を活用した地場産品の創出や新たな技術の事業化、新たなサービスの提供を行う起業家事業等を支援する。

【施策の基本的な方向】

1 <観光を軸とした産業クラスターの構築>

【主要な施策】

【具体的な内容】

観光産業と他産業の連携支援	・産業クラスターの形成を構築するため各種協議会や関係団体等と連携を図り、各種ビジネスモデル（事業計画）の事業化に向けた取組を支援します。
---------------	--

地域ブランドの確立支援	・地産地消や泊食分離システム（旅行者の宿泊と食事を別々にしたサービス）の確立に向けた取組を支援します。
-------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・地元生産者とホテル・旅館・飲食店等とのネットワーク化による食のブランド化に向けた取組を支援します。 ・地元産品の高付加価値による登録ブランドの確立に向けた取組を支援します。 ・食クラスター連携協議体への参画など食の高付加価値に向けた取組や、販路拡大に取り組むとともに、食と関連産業による新たなクラスターの形成を図ります。
--	---

生活産業の創出・育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活での課題や問題を解決していく過程から生まれる様々なサービスや産品などをもとにする生活産業の創出を図るため、事業化に向けた共同研究等の取組を推進します。
--------------	--

2 <多様な分野の交流・連携による新たな産業の創出>

【主要な施策】

【具体的な内容】

創業活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地場産業に対する潜在ニーズを掘り起こし、これに対応する新たな起業化への取組を支援します。
---------	---

異業種間・同業種間、産学官連携の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に蓄積された産業資源を活用した新製品・新技術の開発や新分野への事業展開などを旨す、異業種間・同業種間、産学官の連携による取組を支援します。
--------------------	--

3 <企業誘致の推進>

【主要な施策】

【具体的な内容】

地域に融合できる企業誘致の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで進出を見た製造業や先端産業などのほか、地域に融合し定着できる広範な企業の誘致を図ります。
-----------------	---

活力ある地場企業の育成

<目 標> 地場企業の経営体質の改善、経営基盤の強化、経営の多角化、業種転換等を支援し、活力ある地場企業を育成する。

【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	商業販売額（御・小売販売額）	基準値	62,912,920 千円	中間値	56,822,020 千円	目標値	70,000,000 千円
		H16		H21		H27	

指標 2	製造品出荷額等	基準値 H16	15,702,890 千円	中間値 H21	13,984,580 千円	目標値 H27	17,500,000 千円
------	---------	------------	------------------	------------	------------------	------------	------------------

指標 3	融資制度（設備資金）利 用件数	基準値 H16	1 件	中間値 H21	0 件	目標値 H27	5 件
------	--------------------	------------	-----	------------	-----	------------	-----

指標 4	登別市新産業創造活動事 業申請件数	基準値 H16	1 件	中間値 H21	0 件	目標値 H27	3 件
------	----------------------	------------	-----	------------	-----	------------	-----

指標 5	法人市民税納付対象企業 数	基準値 H16	1,003 社	中間値 H21	980 社	目標値 H27	1,100 社
------	------------------	------------	---------	------------	-------	------------	---------

地域の資源や技術を活用した新たな地場製品の創出、新技術の事業化及び新サービスの提供等を促し、起業化への意欲の向上を図ります。

企業自らが顧客の求める価値を創造し、競争力を高め、活発な企業活動が行えるよう、経営体質の改善、経営基盤の強化、経営の多角化、業種転換等に対する取組を支援します。

また、快適な市民生活を実現するため、地域住民に密着し地域コミュニティの中心的役割を果たす活気あふれる商業空間の形成を目指します。

【施策の基本的な方向】

1 <新たな事業展開の促進>

【主要な施策】

【具体的な内容】

経営革新の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業の経営革新や新たなビジネスの事業化、公共サービス分野における官民パートナーシップ（官と民の協働）研究等の取組を支援します。
新分野進出への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域資源や技術を活用した地場製品の創出や新たな技術の事業化、新たなサービスの提供等の新たな分野に進出する取組を支援します。 ・ CO2の削減と地域経済の活性化等につながる具体的に効果が見込まれる事業を支援し、環境と成長が両立する低炭素化社会の実現を図ります。
販路開拓への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各地域で開催されるイベント（物産展）への参加を支援し、ビジネスチャンス（事業機会）の拡大を図ります。 ・ 札幌圏の経済関係者との情報交換を通して市内企業とのネット

	ワークを構築し、地場企業のビジネスチャンスの拡大を図ります。
--	--------------------------------

2 <安定した企業活動を支える良好な経営環境の創出>

【主要な施策】

【具体的な内容】

経営支援機能の充実	・商工会議所が、中小企業者の経営安定を図るために行う、中小企業者の組織強化、体質改善などの取組を支援します。
-----------	--

経営基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業者の企業体質強化と安定した経営基盤づくりを支援します。 ・中小企業者の組織化への取組を支援します。 ・運転、設備資金を低利で融資し、安定した経営基盤づくりを支援します。 ・住宅改良に伴う低利融資を行い、住宅関連産業の受注機会の拡大を図ります。
---------	--

地場利用運動の推進	・購買力の市外流出を歯止めし、地場産業間における経済循環を向上させるため、商工業者や関係機関との連携を図りながら、地場での購買・消費を促す地場利用運動を推進します。
-----------	--

3 <世代を超えた交流ができる商業空間の形成>

【主要な施策】

【具体的な内容】

地域コミュニティの中心としての役割強化	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街が地域コミュニティの中心となるための取組を支援します。 ・地域に根ざした商店街づくりを進めるため、商店街が取組む住民のニーズに対応した事業を支援します。
---------------------	---

雇用と就業環境づくりの推進

<目 標> 観光産業を軸に複合的産業基盤を形成し、雇用と就業の場をつくる。

【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	有効求人倍率	基準値 H16	0.56 倍	中間値 H21	0.47 倍	目標値 H27	0.8 倍
------	--------	------------	--------	------------	--------	------------	-------

指標 2	事業所従業者数	基準値 H16	18,389人	中間値 H21	16,513人	目標値 H27	20,000人
------	---------	------------	---------	------------	---------	------------	---------

指標 3	新規高等学校卒業者管内 就職率	基準値 H16	62.8%	中間値 H21	90.70%	目標値 H27	90%
------	--------------------	------------	-------	------------	--------	------------	-----

指標 4	高校生企業見学会・イン ターシップ実施人数	基準値 H16	288人	中間値 H21	150人	目標値 H27	180人
------	--------------------------	------------	------	------------	------	------------	------

指標 5	市内事業所における正規 従業員の女性の場合	基準値 H16	37%	中間値 H21	39.10%	目標値 H27	47%
------	--------------------------	------------	-----	------------	--------	------------	-----

ハローワークと連携するなど、きめ細かな雇用情報の提供を行うとともに、若年者、女性、高齢者、障がい者の就業を支援し、誰もが生涯を通して働ける環境づくりを進めます。

労働条件の整備や労働福祉の向上を図り、勤労者が安心して働ける環境づくりを進めます。

企業ニーズに対応した職業能力の向上・開発を支援し、地域産業を担う人材や起業家の育成を図ります。

【施策の基本的な方向】

1 <生涯を通して働ける環境づくり>

【主要な施策】

【具体的な内容】

若年者の就業支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3市（登別市、室蘭市、伊達市）合同で高校生を対象とした企業見学会を実施し、高校生の就職活動を支援します。 ・ 市内の高校を対象として実施する高校生のインターンシップ（就業体験）事業を支援します。
女性の就業支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 結婚・出産・介護等により退職した女性が、再就職しやすい環境づくりを推進します。 ・ 国や北海道と連携して男女雇用機会均等法定着促進のための活動を推進します。
高齢者の就業支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者や季節労働者等の安定した生活を目指し、就業機会の確保や通年雇用化に向けて就業支援します。

障がい者の就業支援	<ul style="list-style-type: none"> ・民間による授産施設の整備を支援します。 ・障がい者が経済的に自立して生活できるようにするため、それぞれの能力に適合する職業への就業を支援します。
-----------	--

雇用情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・「登別市地域職業相談室(ジョブガイドのぼりべつ)を設置し、ハローワークにおいての求人情報の提供や相談等を行い、ハローワークと連携し、きめ細かな雇用情報の提供に努めます。
---------	---

2 <安心して働ける環境づくり>

【主要な施策】

【具体的な内容】

労働環境の向上と勤労者福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・労働相談等の取組を支援し、職場環境の改善や勤労者の生活向上を図ります。 ・勤労者の生活に必要な生活資金・教育資金を斡旋し、生活の安定と福祉の向上を図ります。 ・労働状況の実態把握に努めるとともに、就業条件や労働環境整備のための啓発活動を推進します。
------------------	---

3 <産業を担う人材育成>

【主要な施策】

【具体的な内容】

職業能力の向上・開発の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市内事業所で働く勤労者の技術の習得・向上を支援し、地場に根ざした職業人の育成を図ります。
---------------	---

基幹産業を担う人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・東アジアからの観光客に対応できる人材やエコツーリズム（自然生態系を重視した観光）、グリーンツーリズム（農村との交流を楽しむ余暇活動）などの新たな分野で活躍できる人材の育成を図ります。
-------------	--

第2節 【自然を活かした産業の育成】

基本的な考え方

農水産業の振興を図るため、観光産業と連携し地産地消に取り組みます。

農業については、農村住環境の整備を進め、美しい自然環境を保全しながら、酪農・肉牛を中心とした畜産農業の振興を図ります。

水産業については、漁業者の経営安定と所得向上を目指し、資源の栽培と養殖技術の向上を図りながら、水産資源の維持・拡大と水産業の振興を図ります。

特色ある農業・漁業の推進

<目 標> 観光産業と連携した特色ある農業・漁業を推進する。

【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	肉用牛等飼養数	基準値 H16	1,683 頭	中間値 H21	2,625 頭	目標値 H27	2,256 頭
------	---------	------------	---------	------------	---------	------------	---------

指標 2	ほ場整備面積	基準値 H16	328.1ha	中間値 H21	395.9ha	目標値 H27	583ha
------	--------	------------	---------	------------	---------	------------	-------

指標 3	登別漁港水揚量	基準値 H16	9,972 t	中間値 H21	15,745 t	目標値 H27	15,000t
------	---------	------------	---------	------------	----------	------------	---------

指標 4	登別漁港係船岸壁充足率	基準値 H16	30%	中間値 H21	30%	目標値 H27	47%
------	-------------	------------	-----	------------	-----	------------	-----

指標 5	農村地区の水洗化率	基準値 H16	4.5%	中間値 H21	17.6%	目標値 H27	34%
------	-----------	------------	------	------------	-------	------------	-----

農水産物の地産地消に取り組むとともに、観光と連携したグリーンツーリズム（農村との交流を楽しむ余暇活動）、マリンツーリズム（漁村との交流を楽しむ余暇活動）を推進し、農水産業の振興を図ります。

農業については、家畜排せつ物の適正な管理と農村住環境の整備を進め、美しい自然環境を保全しながら、酪農・肉牛を中心とした畜産農業の振興を図ります。

水産業については、漁業経営の安定と所得向上を目指し、捕獲一方のスケトウダラ等の回遊魚依存漁業から漁獲変動の少ない魚種の資源管理を行う漁業への脱皮を進めるなど、資源の栽培と養殖技術を向上し、水産資源の維持・拡大、漁獲量の増大を図ることで、水産加工や流通など水産業全体の振興を図ります。

【施策の基本的な方向】

1 <高付加価値農水産業の展開>

【主要な施策】

【具体的な内容】

地場農水産物による加工研究開発の支援	・地場農水産物を利用した加工品の研究開発及び販売促進を支援します。
--------------------	-----------------------------------

2 <食の安全・安心の促進>

【主要な施策】

【具体的な内容】

新鮮でクリーンな農水産物供給の推進	・安全・安心な農産物を生産するクリーン農業の普及や高度衛生管理型漁港の整備を促進し、安全性が高く、品質の良い農水産物の供給を図ります。
-------------------	---

地産地消の推進	・地場農水産物に関する情報を市民や食品提供業者に発信し、地産食材の消費拡大を図ります。 ・地域の宿泊施設等での地場産品の利用促進に向けた取組を支援します。
---------	--

3 <ゆとりある酪農・畜産経営の促進>

【主要な施策】

【具体的な内容】

新規就農者、担い手農業者への支援	・情報化や高度技術化する農業に対応できる人材を育成・確保するなど、新規就農者や担い手農業者への取組を支援します。 ・ゆとりある酪農・畜産経営の安定化に向け、酪農ヘルパー事業や市牧場への預託放牧などを促進し、労働軽減などを通じた省力化を進めます。
------------------	---

畜産生産基盤の整備	・飼料基盤や家畜飼養管理施設などの畜産生産基盤の整備を促進します。 ・農道や農地保全施設の整備を図ります。
-----------	--

家畜排せつ物の適正管理と有効利用	・畜産公害を防ぐため、家畜排せつ物を適正管理し、有機物資源としての有効活用を図ります。
------------------	---

4 <都市生活者・他産業従事者との交流促進>

【主要な施策】

【具体的な内容】

グリーンツーリズム（農村との交流を楽しむ余暇活動）の推進	・観光と連携させた農産物加工、農業体験に取組むなど、都市生活者との交流により農業への理解を深めるとともに、地域の活性化を図ります。
------------------------------	---

マリンツーリズム（漁村との交流を楽しむ余暇活動）の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・観光と連携させたマリンレジャーや水産物販売のイベントを開催するなど、都市生活者との交流により水産業への理解を深めるとともに、地域の活性化を図ります。
-----------------------------	---

5 <時代に即した漁業生産の基盤づくり>

【主要な施策】

【具体的な内容】

資源管理型及び衛生管理型の漁業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業経営の安定と所得向上を図るため、資源の適正管理とつくり育てる漁業を推進します。 ・衛生管理対策の強化による水産物の高付加価値化を推進し、漁家所得の向上を図ります。
--------------------	---

漁業経営の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・各種栽培事業、放流事業や漁船・漁具購入資金利子補給事業等に支援し、経営の安定と所得向上を図ります。
---------	--

漁港の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ・鷲別漁港については、漂砂対策と港内静穏度の向上を図るため、施設整備を促進します。 ・登別漁港については、高度衛生管理型の対応を完備し、水産物の産地直売など都市交流型の水産業を目指した多目的な利用ができる漁港としての整備を促進します。
---------	--

第4章 調和の中でふるさとを演出するまち

第1節 暮らしやすい快適なまちをつくる

第2節 良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくる

第3節 道路交通網の整ったまちをつくる

第1節【暮らしやすい快適なまちをつくる】

基本的な考え方

これまでのまちづくりは、量的な拡大を優先に進められてきました。このため、土地の需要と供給のバランスに歪みが生じ、市街化区域内の未利用地が発生し、また、市街地周辺の開発に伴い貴重な自然景観が失われるなどの問題が生じてきています。

今後、ますます進む少子高齢化、人口減少などの社会状況の変化や、景観に対する意識の高まりを踏まえ、生活環境の向上を目指し質の高いコンパクトなまちづくりを進めます。

計画的な都市空間づくり

<目 標> 成熟型社会に対応したコンパクトで快適な都市空間をつくる。

【目標への接近度を計る指標等】

指標1	地区計画決定箇所	基準値 H16	5か所	中間値 H21	6か所	目標値 H27	10か所
-----	----------	------------	-----	------------	-----	------------	------

指標2	地域地区の見直し回数	基準値 H16	0回	中間値 H21	0回	目標値 H27	2回
-----	------------	------------	----	------------	----	------------	----

指標3	区域区分の見直し回数	基準値 H16	0回	中間値 H21	0回	目標値 H27	2回
-----	------------	------------	----	------------	----	------------	----

良好な生活環境の形成を目指し地域・地区、区域・区分の見直しを行い、時代に即した適正な土地利用の誘導や都市施設の適正配置を図ります。

【施策の基本的な方向】

1 <機能的で快適な都市空間づくり>

【主要な施策】

【具体的な内容】

都市計画における地域地区・区域区分の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・人口、産業など社会状況の推移から、今後の変化を予測し、登別市、室蘭市、伊達市で構成される室蘭圏都市計画において定時に行われている市街化区域の見直しを図るとともに、まちづくりを進める上で必要なときは、その都度市街化区域の見直しを行います。 ・住宅地、商業地、工業地等、都市の主要な構成要素をバランス良く配置し計画的な土地利用を目指し、都市活動の機能性、安
-----------------------	--

	<p>全性、利便性、快適性などの増進を目的に市街化区域の見直しに合わせて用途地域の見直しを行います。</p> <p>・それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境を形成するため、地域や関係者などの合意を得て、地域にあったきめ細やかなルールづくりを行う地区計画制度の活用を図ります。</p>
--	---

都市施設の適正配置	<p>・道路、公園、上下水道、学校、病院などの生活に密着した都市施設についての利便性や施設の規模・機能など、その適正な配置に努めます。</p>
-----------	---

地域景観の形成

<目 標> 登別の地域特性に合った都市景観を創出する。

【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	まちなみ景観に対する満足度	基準値 H11	57%	中間値 H21		目標値 H27	80%
------	---------------	------------	-----	------------	--	------------	-----

登別の地域特性を活かした景観形成を図るために、市民とともに景観条例や各種指針、基準、マニュアルなどの整備を進めます。

【施策の基本的な方向】

1 <地域に根ざした景観形成>

【主要な施策】

【具体的な内容】

景観づくりに関する市民会議の設置	<p>・良好な景観形成を市民と協働で総合的、計画的に推進するため市民や学識経験者などで構成する会議を設置します。</p>
景観条例の制定	<p>・登別の地域特性を活かした景観形成を図るために、市民会議で検討を行い、進行状況などを公表し広く意見を聞き景観条例の策定を進めます。</p>
景観形成基本計画に基づく実行計画の策定	<p>・景観形成基本計画で掲げている施策について、市民会議と協議を行い、具体的な実行計画の策定を進めます。</p>
景観意識の啓発	<p>・パンフレットや広報紙・インターネットなどにより景観に関する取組状況などの情報発信を行い、良好な景観を形成し保全する意識の啓発を図ります。</p>

第2節 【良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくる】

基本的な考え方

住環境の改善に向け、公共施設(都市施設)の老朽化や時代のニーズ(需要)に合わせ改善を進め、民間と行政の役割分担のうえ、協働して利便性が高く効率的なサービスの提供に努めます。

また、自然豊かな郊外でゆとりとうるおいのある生活を営むことを求める、居住ニーズ(需要)にこたえるため優良田園住宅制度の活用を図ります。

快適な住環境づくり

<目 標> 快適な居住環境を整え、日常生活にやすらぎや、うるおいのある生活環境の改善を目指す。

【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	一人当たりの都市公園面積	基準値 H16	10.29 m ²	中間値 H21	10.54 m ²	目標値 H27	11 m ²
指標 2	市内の都市公園数	基準値 H16	43 か所	中間値 H21	43 か所	目標値 H27	46 か所
指標 3	街路樹の植栽本数(国道・道道含む)	基準値 H16	40,344 本	中間値 H21	41,031 本	目標値 H27	41,631 本
指標 4	街路樹の整備路線(国道・道道含む)	基準値 H16	29 路線	中間値 H21	30 路線	目標値 H27	31 路線
指標 5	上水道石綿セメント管の更新	基準値 H16	95%	中間値 H21	96.6%	目標値 H27	100%
指標 6	上水道配水管の延長密度	基準値 H16	16.97 km/km ²	中間値 H21	17.87 km/km ²	目標値 H27	18.77 km/km ²
指標 7	テレビ難視聴地域の世帯数	基準値 H16	113 世帯	中間値 H21	111 世帯	目標値 H27	20 世帯

時代のニーズに即応して、テレビの難視聴地域の解消、質の高い画質、情報の収集のできるデジタル化に向けた中継局の整備をするとともに、良質な水の安定供給の確保や、身近な公園の再整備を行い、うるおいのある生活環境の改善に努めます。

【施策の基本的な方向】

1 <身近な公園・緑地等の創出と保全>

【主要な施策】

【具体的な内容】

みどりの基本計画に基づく公園再整備の推進	・既存公園の施設整備については、利用者の安全・安心の確保に向けて、公園施設長寿命化計画を策定し、市民の要望を踏まえ実施していきます。
民間による公園・緑地の管理運営	・市民の目線に合った公園管理を行うため、民間のノウハウ(専門知識)を活用し市民サービスの向上に努めます。 ・市民が身近にある沿道の花壇や公園の日常管理奉仕活動を進めるため、必要な知識について講習会を開催します。
緑化推進条例の制定	・みどりの保全と創出を図るため、市民会議を設置し広く市民の声を聞いて緑化推進条例の制定を進めます。

2 <安全な水の安定供給>

【主要な施策】

【具体的な内容】

安定給水できる水道システムの整備	・水源、水質の管理体制を強化し、市民に給水する水の確保や水質の保全に努めます。 ・災害時にも安定して給水できるよう、配水施設の耐震化や幹線配水網の整備を行うとともに老朽配水管の入替を促進します。
水質管理体制の充実	・浄水処理施設を改修し、安全で安定的な水づくりに努めます。
水道事業の効率的な施設整備と事業運営	・水道料金の検針・徴収業務の民間委託の検討など、効率性、経済性を考慮して適正な事業運営に努めます。 ・水道施設の適切な管理運営を行い、計画的、効率的な施設の更新に努めます。

3 <テレビ難視聴地域対策の推進>

【主要な施策】

【具体的な内容】

テレビ中継局の整備	・現行アナログ放送テレビ中継局の維持管理に努めます。(2011年7月下旬まで) ・2011年7月24日の地上デジタル放送の移行に伴い、テレビ中継局の整備を行うとともに、難視聴地域の解消に努めます。
-----------	---

良好な居住空間づくり

<目 標> 地域の特性を活かした宅地の確保や、生活に合った暮らしやすい住宅建設を進め居住空間の改善に努めます。

【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	バリアフリー（障害のある社会生活をしてゆく上で障壁となるものを除去）の公営住宅の割合	基準値 H16	27.57%	中間値 H21	30.17%	目標値 H27	33.43%
------	--	------------	--------	------------	--------	------------	--------

指標 2	公営住宅の戸数	基準値 H16	1,962 戸	中間値 H21	1,902 戸	目標値 H27	1,929 戸
------	---------	------------	---------	------------	---------	------------	---------

住宅ニーズに応えるため民間と公共の情報を共有しながら役割分担を明確に優良な宅地の供給や良好な住宅建設の適正な誘導に努めます。

【施策の基本的な方向】

1 <良好な住宅の確保>

【主要な施策】

【具体的な内容】

民間賃貸住宅と公営住宅の役割分担による計画的な整備、誘導	・市民の様々な賃貸住宅の需要に対応できるよう、民間賃貸住宅と公営住宅の供給に関わる役割分担を行うとともに、住宅規模や住環境の優良な民間の賃貸住宅(特定・高齢者向け)建設を誘導し、その促進のための情報提供に努めます。
市民のライフステージ(生涯各期)・ライフスタイル(生活様式)に応じた賃貸住宅の適正な誘導	・ライフステージ(生涯各期)によって、住宅の規模や地域の環境などに様々な違いがあることから、現状のライフスタイル(生活様式)が住宅と適合しない等の問題が生じており、この解決に向け、ライフスタイルに合った住み替えなど、民間と連携を図り適正に誘導します。
環境に配慮した省エネ住宅の建設促進	・環境にやさしい省エネルギー住宅建設を促進するために、システムの紹介や融資制度などの情報提供に努めます。
民間住宅の改善指導	・安心して耐震化を進められるよう、相談窓口の整備や、耐震診断・改修に関する情報提供を行います。

建築確認検査の充実	・建物の所有者や使用者が安全に安心して生活できるよう建築確認完了検査の質的充実を図ります。
-----------	---

2 <優良な宅地の供給促進>

【主要な施策】

【具体的な内容】

民間による良好な宅地供給の誘導	・社会情勢に合った宅地開発指導要綱の見直し検討を図ります。 ・宅地開発指導要綱に基づく良好な宅地供給の指導を図ります。
-----------------	--

優良田園住宅制度の活用	・「登別市優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針」により、豊かな自然の中で暮らしたいという居住ニーズ(需要)に対応します。
-------------	--

3 <快適な公営住宅の供給>

【主要な施策】

【具体的な内容】

公営住宅の計画的な改修整備	・市営住宅等長寿命化計画に基づき、建替えや改修、用途廃止を進めるとともに、管理戸数の適正化を図ります。
---------------	---

公営住宅の効率的な管理運営	・民間の活力やノウハウ(専門知識)などを活用し、効率的な住宅管理体制の確立を図ります。
---------------	---

第3節 【道路交通網の整ったまちをつくる】

基本的な考え方

社会状況の変化や住民ニーズを踏まえ、幹線道路計画の見直しを行うとともに、歩行者・障がい者・自転車が安全に使える生活道路の改善を進めます。

地球温暖化対策として、公共交通の利用を促進するために、駅近傍に民間の力を借りて、駐車場や駐輪場の整備を図ります。

また、今後ますます進む高齢者社会に向けた公共交通へのニーズを把握し、関係機関と連携を図り、日常生活における移動手段の利便性を高めます。

総合的な交通網の整備

<目 標> 快適な交通網の整備を促進する。

【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	生活道路の舗装率	基準値 H16	62%	中間値 H21	66.4%	目標値 H27	70%
------	----------	------------	-----	------------	-------	------------	-----

指標 2	歩道の整備率（市道）	基準値 H16	21%	中間値 H21	22.8%	目標値 H27	25%
------	------------	------------	-----	------------	-------	------------	-----

指標 3	幹線道路（都市計画道路、国道・道道を含む）の整備率	基準値 H16	45%	中間値 H21	51.5%	目標値 H27	55%
------	---------------------------	------------	-----	------------	-------	------------	-----

指標 4	車での移動のしやすさ（道路の状況・混雑具合）の満足度	基準値 H16	73%	中間値 H21		目標値 H27	85%
------	----------------------------	------------	-----	------------	--	------------	-----

指標 5	歩道の歩きやすさの満足度	基準値 H16	64%	中間値 H21		目標値 H27	80%
------	--------------	------------	-----	------------	--	------------	-----

社会状況の変化によって、既設道路が十分に機能しているかを調べ、道路網の見直しを行い、障がい者や高齢社会にも配慮し安全で利便性の高い整備を進めます。

【施策の基本方向】

1 <道路網の整備・適正な維持管理>

【主要な施策】

【具体的な内容】

幹線道路網の計画見直し	・広域的な交通量の把握を行い、道路網の適正な見直しを図ります。
-------------	---------------------------------

地域幹線道路網の整備	・広域道路網の整備状況に合わせ、地域幹線道路網の整備改善を図ります。
------------	------------------------------------

生活道路の改善・適正な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・道路状況を把握し、適正な維持管理に努めるとともに緊急性の高いところから順次改善を図ります。 ・道路の維持管理業務の委託など、効率的で効果的な道路の維持管理に努めます。
-----------------	---

2 <交通手段の確保>

【主要な施策】

【具体的な内容】

人にやさしい交通手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・市民生活に必要なバス路線の確保を図るため、関係機関との協議を進めます。 ・高齢者や障がい者のための福祉タクシーなどの交通手段の確保に向け関係機関と協議を進めます。 ・路線バスのノンステップバス化(乗降口と段差が存在しないバス)や車椅子の乗り入れなどの交通弱者対策の推進に努めます。
---------------	---

第5章 豊かな個性と人間性を 育むまち

第1節 生涯にわたって学び続ける社会をつくる

第2節 学校・家庭・地域と連携し心豊かな人間性を育む

第3節 市民の個性ある文化活動と文化を育む

第4節 スポーツを通じて健康で活力ある生活をめざす

第1節【生涯にわたって学び続ける社会をつくる】

基本的な考え方

市民の学習ニーズをもとに学習プログラムの開発による様々な事業の展開や生涯学習へのとりかかり、継続に必要な生涯学習に関する情報の提供、さらには優れた専門知識・技術をもつ指導者についての情報の提供を一層進めることが従来にも増して必要となっています。

生涯学習施設の新設を行いつつも、老朽化した生涯学習施設の整備拡充が求められています。

今後は市民が自主的・主体的に生涯学習を行うことができるように様々な場や機会を通じて促すことが必要であるとともに、各年齢層の参加を進める中で、より多くの青年層の参加が課題となっています。

いつでも、どこでも、だれもが、なんでも、いつまでも、生涯学習活動が可能となるよう、家庭や学校、地域社会、行政機関、民間団体などの間において、連携や融合をより深め学習の場や機会の提供を図るとともに、市民が自主的・主体的に生涯学習活動が行えるよう情報や材料を提供し、その促進に努めます。

市民の主体的な学習の推進

<目 標> 生涯にわたって学び続ける社会をつくるため、市民の主体的な学習を推進する。

【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	生涯学習人材バンク登録者数	基準値 H16	262 団体	中間値 H21	344 団体	目標値 H27	350 団体
指標 2	図書年間貸出冊数	基準値 H16	200,487 冊	中間値 H21	241,869 冊	目標値 H27	230,000 冊

市民のライフステージ（生涯各期）に対応した生涯学習活動が行なわれるよう、家庭や学校、地域社会、行政機関、民間団体等の連携、融合を図るとともに、市民が自主的・主体的に生涯学習活動が行えるよう、その促進に努めます。

市広報紙や各種メディアを通じて生涯学習情報の提供を積極的に図るとともに、指導者の育成と確保を行い、指導者の紹介や派遣に努めます。また、生涯学習の拠点施設である図書館機能を充実するほか、生涯学習施設の整備充実を図ります。

【施策の基本的な方向】

1 <生涯学習活動の促進>

【主要な施策】

【具体的な内容】

ライフステージ（生涯各期）に対応した多様な学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none">・家庭や学校、地域社会、行政機関、民間団体等の連携、融合を図り、多様な学習機会を充実します。・いつでも、どこでも、誰でも学べる各種の通信教育や映像を利用した生涯学習活動を促します。・市民の生涯学習活動の動向などの把握に努めます。・国際化や情報化、環境、男女平等参画など社会の変化に応じた生涯学習活動を進めます。
主体的な生涯学習活動の充実	<ul style="list-style-type: none">・市民が自発的かつ継続的に生涯学習活動を行えるよう、様々な分野の情報の提供を進めます。・民間生涯学習事業者の柔軟な発想による多様で創意あふれる生涯学習機会の提供を促進します。・ボランティア活動を促進するための取組を進めます。
生涯学習情報の提供と充実	<ul style="list-style-type: none">・広報紙やIT（情報通信技術）機器の利用（ホームページ、メールなど）や報道機関の協力により、生涯学習に関する情報提供に努めるとともに、内容の充実に努めます。・生涯学習情報のデータベース化やネットワーク化を進めます。

2 <生涯学習環境の充実>

【主要な施策】

【具体的な内容】

生涯学習の場の確保と充実	<ul style="list-style-type: none">・誰もが支障なく利用できる生涯学習施設のバリアフリー化を進めます。・老朽化した生涯学習施設の整備に努めます。・生涯学習の成果などを発表し、お互いに学びあえる場づくりに努めます。・生涯学習の目標や意欲の向上を図るため、レベルの高い文化作品や芸術の鑑賞をする機会を設けます。
生涯学習指導者（学習支援者）の育成と確保	<ul style="list-style-type: none">・豊富な知識や経験、技能を持つ高齢者や、芸術やスポーツなどで活躍している市民など幅広い分野からの人材の発掘に努めるとともに、人材情報の提供に努めます。・生涯学習指導者の資質の向上や研修などを図ります。・生涯学習関連団体やグループ、サークルなどにおける指導者の養成に努めます。

<p>図書館機能の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他の図書館や民間団体などと連携・協力して図書館のあり方を検討します。 ・図書館ボランティアの育成に努めるとともに、活動する場の提供に努めます。 ・利用者の多様化に対応した図書情報の提供に努めます。 ・情報機器を活用した図書検索や貸出・予約、他図書館とのネットワークの構築など情報化に対応した図書館機能を継続して整備します。 ・図書館職員の自己啓発や職場外研修に努めます。 ・市民個人が高額で収集困難な図書や資料の充実に努めます。 ・文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化に係る事業の展開に努めます。 ・子ども読書活動推進計画に基づき、子どもを対象にした読み聞かせの会を継続するとともに、学校や団体との連携を図り、子どもが読書に親しむ事業の展開に努めます。 ・学校図書館で購入する図書資料の選定などに協力するとともに、司書教諭との相談や図書に関する研修などの情報の提供に努めます。 ・情報が交流する場として、多くの市民に親しみをもたれるような機能の充実に努めます。
-----------------	---

第2節 【学校・家庭・地域と連携し心豊かな人間性を育む】

基本的な考え方

生涯学習の基礎を培う観点に立ち、急速な社会の変化に主体的に対応できる心豊かな人間性の育成を図り「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」などの「生きる力」の育成を進めるとともに、国際化や情報化等に対応した多様な教育活動の推進が重要となっています。

そのためには、地域の自然や文化・人材などを活用した特色ある教育活動に努めるとともに、保護者や地域に開かれた学校づくりなど、地域に根ざした教育を推進しなければなりません。

一方、青少年の非行は、家庭・学校・地域が抱える大きな社会問題であり、関係機関等との連携による青少年の非行防止と健全育成に向けた取組が必要となっています。

「豊かな心を持ち、たくましく生きる人間の育成」を目指し、これからの社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間性の育成を図ることが重要となります。

そのためには、自ら学ぶ意欲を育てる学習を重視し、個々に応じた指導の充実を図り、地域の特性を生かした創意あふれる教育活動の実践に努めるとともに、青少年の非行防止と健全育成に努めます。

子どもたちの生きる力を育む

<目 標> 自ら学び、自ら考えるなど「生きる力」の育成に努める。

【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	不登校児童生徒の割合	基準値	小 0.2%	中間値	小 0.2%	目標値	小 0.1%
		H16	中 1.6%	H21	中 1.8%	H27	中 1.1%

指標 2	不登校児童生徒数の復帰率	基準値	17.9%	中間値	6.90%	目標値	30%
		H16		H21		H27	

指標 3	教育実践研究校の指定校	基準値	64.3%	中間値	115.40%	目標値	84%
		H16		H21		H27	

自ら学び、自ら考えるなど「生きる力」の育成を図るために、基礎・基本の確実な定着を図り豊かな人間性の育成、健康や体力づくりなど「知・徳・体」の調和のとれた教育を推進します。

【施策の基本的な方向】

1 <確かな学力の向上>

【主要な施策】

【具体的な内容】

基礎・基本の定着	・子どもたちの学習の定着状況を把握し、一人ひとりの理解や習熟の程度に応じたきめ細かな指導を進め、基礎・基本の着実な定着を図ります。
思考力、判断力、表現力、問題解決能力の育成	・新しい学力観にたって、知識・技能はもとより、思考力、判断力、表現力、問題解決能力を育てるための指導計画を整え指導方法の工夫改善等、授業の改善を進め、確かな学力の定着を図ります。
学び続ける意欲の醸成	・各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間の関連を図り、個に応じた指導を充実させるとともに、問題解決的学習や体験的な学習等を通して学び続ける意欲の醸成に努めます。

2 <豊かな人間性の育成>

【主要な施策】

【具体的な内容】

豊かな心を育む教育の充実	・子どもの発達段階に応じ、学校の教育活動全体を通して、生命を大切に作る心や思いやりの心、倫理観や規範意識、社会性など豊かな心を育む道徳教育を推進し、道徳教育の要となる「道徳の時間」の充実に努めるとともに、豊かな感性や情操を育む読書活動を推進します。
生徒指導・不登校対策の充実	・小・中・高等学校の情報交流を通して、問題行動の早期発見や未然防止などの協議を進め、関係機関との連携を図り、生徒指導の充実に努めます。また、不登校対策では「不登校・いじめ対策会議」や「ふれあいサポート懇談会」等の充実に図り不登校児童生徒の解消に努めます。
教育相談の充実	・児童生徒、保護者、教員が抱える不安や悩みごとに対して、各学校での教育相談をはじめ、スクールカウンセラーや「心の教育相談員」を配置し、教育相談体制の強化・充実に図ります。

3 <たくましく生きるための健康や体力づくり>

【主要な施策】

【具体的な内容】

健康や体力づくりの推進	・学校、家庭、地域が連携し、子どもの健やかな心と体を育むた
-------------	-------------------------------

	め、「自らの健康を考慮することや守る態度を養う」とともに、「運動するための体力」と「病気やストレスに対応する体力」のバランスの取れた体力づくりを推進します。
食育の推進	・健全な食生活は、健康な心身を育み、望ましい食習慣の形成にとって大きな影響を及ぼすことから、家庭との連携を図りながら、新たな栄養教諭制度を中心に学校における食育を推進します。
地域との連携	・友達との遊びや地域の人たちとの交流の機会など、子どもたちが積極的にスポーツや体力づくりに親しむ環境づくりを支援します。
指導者・指導技術の充実	・子どもたちの主体的な体力づくりやスポーツ活動を支援する指導者の育成と指導技術の向上を支援します。

地域に根ざした魅力ある学校づくり

<目 標> 地域に根ざした特色ある教育活動を進め、開かれた学校づくりに努める。

【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	一斉公開参観日の参加率	基準値 H16	21%	中間値 H21	13.00%	目標値 H27	33%
指標 2	学校開放事業の利用者数	基準値 H16	34,983 人	中間値 H21	25,248 人	目標値 H27	35,000 人
指標 3	地域との交流件数	基準値 H16	36 回	中間値 H21	14 回	目標値 H27	40 回

急速に変化する社会に主体的に対応できる児童生徒の育成のため、学ぶことの楽しさや成熟感を体験させることが大切であり、各学校において創意あふれる教育活動が展開できるよう、地域に根ざした特色ある教育活動を進め、開かれた学校づくりを推進するとともに、教育環境の充実に努めます。

【施策の基本的な方向】

1 <特色ある教育活動の推進>

【主要な施策】

【具体的な内容】

時代の変化に伴う教育課題への対応	・新しい教育課題の調査研究を進めるとともに、ALT（外国語指導助手）の活用や情報機器を活用した授業の充実など、国際化・情報化等に対応した教育活動を推進します。
総合的な学習の時間の充実	・総合的な学習の時間の全体計画や各学校のねらいを明確にし、地域や学校の特色に応じた学習活動の一層の充実を図ります。
体験活動の充実	・学校・家庭・地域・関係機関との連携を深め、自然・環境・人とのかかわりを通じた自然体験活動・社会奉仕体験活動などの体験活動の充実を図ります。
情報機器の効果的な活用	・登別市教育情報センターを中心に、情報教育推進協議会を通して、情報機器のより効果的な活用に関する調査研究を行います。

2 <開かれた学校づくりの推進>

【主要な施策】

【具体的な内容】

学校公開や地域交流の推進	・参観日、学校公開、学校行事等を通して、地域に信頼される学校づくりを推進するとともに、学校・家庭・地域とが交流する機会を通し連携を深めます。
地域・家庭との連携促進	・家庭・地域へ学校からの説明責任を十分果たし、子どもたちの成長を温かく見守ることのできる地域の連携協力体制づくりを進めます。
地域の教育力の活用	・保護者や地域と連携し、図書館ボランティアやゲストティーチャーなどのボランティアの活用を促進し、地域の人材を積極的に活用します。
学校評議員、学校評価の活用促進	・学校評議員の活用を図り、自己評価・外部評価等による学校評価を促進し、学校運営の工夫改善に努めます。

3 <教育環境の充実>

【主要な施策】

【具体的な内容】

児童生徒の安全確保	・児童生徒の通学における安全確保に努めるとともに、安全な環境で学校生活を過ごせるよう、各学校の耐震化など施設設備の状況を把握し、計画的な整備の充実に努めます。
安心で衛生的な教育環境の充実	・薬剤師による学校環境検査を定期的実施するほか、学校保健委員会を中心に衛生的な教育環境の整備に努めます。
特別支援教育体制づくり	・校内委員会の設置やコーディネーターの指名、個別の支援計画の作成等、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を進めます。 ・特殊教育学校、児童相談所等の各関連機関、特殊教育振興協議会等の各種団体との連携を図り、特別支援教育の充実に努めます。
教員の資質の向上	・各学校の研修の充実を図るため、登別市教育実践研究奨励校の指定を促進するとともに、登別市教育研究会との連携を図り指導方法等の向上に努めます。また、教職員研修会などへの参加を促進し教員の資質の向上に努めます。

青少年が健やかに地域で育つ環境づくり

<目 標> 青少年の非行の未然防止に努める。

【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	児童・生徒のボランティア活動（リカプル及びびっぴゅーキャップ集めに取り組む学校）	基準値 H16		中間値 H21	10校	目標値 H27	12校
指標 2	児童・生徒の街頭補導（指導）件数	基準値 H16	2,011件	中間値 H21	328件	目標値 H27	300件

家庭や学校、地域社会、関係機関、民間団体などと連携し、青少年の非行の未然防止に努めます。また、社会性を育むための体験活動の場の拡大や機会の提供に努めます。

【施策の基本的な方向】

1 <地域との連携による青少年の健全育成>

【主要な施策】

【具体的な内容】

青少年の健全育成	<ul style="list-style-type: none">・青少年のボランティア活動の機会提供を充実します。・青少年事業を実施する地域と関係機関との連携の強化を図るとともに、年齢期ごとに自然体験や社会体験、生活体験など各種体験活動の充実を図ります。
非行などの未然防止	<ul style="list-style-type: none">・青少年を取り巻く有害環境対策を進めるとともに、青少年補導センターを中心にした補導巡回の充実に努めます。・学校や家庭、地域、関係機関と有機的な連携を図り、問題行動の早期発見や非行の未然防止に努めます。

第3節 【市民の個性ある文化活動と文化を育む】

基本的な考え方

文化は、人々の日々の生活から生まれ、地域の個性や特色を醸成するとともに、様々な交流を通して大きく花開いていくものであり、それらのたゆまぬ活動が活力と魅力あるまちづくりへつながっていきます。

生活に精神的なやすらぎと感動を与え、豊かな人間性を育む文化の保護継承と市民活動や文化を育む環境づくりを進めます。

また、文化遺産の保護継承と活用に努めるとともに、市民一人ひとりが自主的、主体的にふるさと登別の文化の創造にかかわり、心にゆとりと生きがいを感じられる個性ある文化活動と文化を育む環境づくりを進めます。

市民の文化・芸術活動の育成・支援

<目 標> 文化情報の収集と周知に努めるとともに、文化の創造的な活動を活性化するため、優れた芸術文化の鑑賞機会の提供に努める。

【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	文化振興事業への参加者数	基準値 H16	2,845人	中間値 H21	1,996人	目標値 H27	3,000人
指標 2	文化に関心がある市民の割合	基準値 H16	54.8%	中間値 H21		目標値 H27	65%
指標 3	文化・芸術団体やサークル等への加入率	基準値 H16	18.2%	中間値 H21		目標値 H27	25%

文化活動に興味や関心を持ちながらも、活動するための情報や参加機会の不足により文化活動に参加していない市民が多数いることから、文化情報の収集と周知に努めるとともに、文化の創造的な活動を活性化するため、優れた芸術文化の鑑賞機会の提供に努めます。また、サークルや文化団体が継続して文化活動を行える施設の整備に努めます。

市民の自主的、主体的な文化活動の支援と育成に努め、活動が定着する環境の整備を図るとともに、幅広い分野でのボランティアや指導者の養成に努めます。

【施策の基本的な方向】

1 <市民文化活動の活性化>

【主要な施策】

【具体的な内容】

文化活動の成果を発表する 機会の充実	・地域に根ざした自主的・個性的な文化活動の成果を発表する機会を充実します。
各団体とのネットワーク 化、情報提供	・民間や文化活動団体と市、学校とのネットワーク化を推進します。 ・様々な文化情報を収集して広く市民に周知するとともに、市内で行われる文化活動への参加を促進します。
多様な鑑賞事業等の実施	・生涯学習施設を積極的に利用し、市民のニーズに応じた質の高い多様な鑑賞事業に取り組みます。
施設の整備	・文化サークルやグループなどの文化活動団体が継続して文化活動が行える施設の整備に努めます。

2 <文化活動を担う人づくり>

【主要な施策】

【具体的な内容】

文化活動との出会いの場 づくり	・文化活動の担い手が広がるよう、文化活動との出会いや交流の場づくりを進めます。
学校、地域、文化団体、企 業との連携	・学校や地域、文化活動団体、企業との連携を深め、広く情報提供を行うとともに、文化教室・公開講座・イベント等の充実に努めます。
子どもたちの文化施設等の 利用促進	・学校や地域において、子どもたちが自主性や主体性を養い、文化活動を行う機会を指導者の協力を得て充実するとともに、子どもたちの文化施設等の利用を促進します。
ボランティア、指導者の育 成と人材リストのデータ ベース化	・市民の知識や経験を他の市民の文化活動に活かせるよう、幅広い分野でのボランティアや指導者の養成に努めるとともに、人材リストをデータベース化し情報提供に努めます。

文化の保存・継承

<目 標> 文化財や郷土芸能などの文化遺産の積極的な保護と活用に努める。

【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	歴史や文化講座の参加者数	基準値 H16	1,047 人	中間値 H21	1,021 人	目標値 H27	1,400 人
------	--------------	------------	---------	------------	---------	------------	---------

指標 2	歴史文化施設（郷土資料館・埋蔵文化施設等）入館者数	基準値 H16	3,400 人	中間値 H21	4,562 人	目標値 H27	4,500 人
------	---------------------------	------------	---------	------------	---------	------------	---------

先人の残した文化財や郷土芸能などの文化遺産は、ふるさと登別の生活や歴史を理解するうえで欠くことのできないものであるとともに、将来の文化振興の礎となる貴重な財産であることから、積極的な保護と活用を図ります。

【施策の基本的な方向】

1 <歴史の伝承と活用>

【主要な施策】

【具体的な内容】

社会教育施設の充実と有効活用	<ul style="list-style-type: none"> 登別市に残された先史から現代に至るまでの歴史や文化を学ぶことのできる郷土資料館で展示や歴史学習の充実を図ります。 幌別鉱山の歴史をネイチャーセンターで伝えるなど、既存施設の有効利用と維持補修に努めます。 遺跡（埋蔵文化財）について学ぶことのできるのぼりべつ文化交流館で展示や学習の充実を図ります。
埋蔵文化財の保管、展示施設の整備と学習会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 埋蔵文化財出土品を適切に保管、展示し、児童・生徒や市民が体験学習できる施設の整備を進めます。 市内の埋蔵文化財等について調査・研究を進めるとともに出前講座などの学習会等を開催して子どもたちや市民が登別市の歴史を学べる機会を拡充し、周知を図ります。 郷土史関係者との連携や、デジタル化等による資料の保存を図ります。
地域文化や民俗芸能に触れる機会の支援	<ul style="list-style-type: none"> 地域文化を学ぶ機会を提供するとともに、地区の歴史を知る方との懇談会等を開催し地区の歴史を伝承します。 子どもたちが学校や地域で継続的に民俗芸能に触れる機会の取組を支援するとともに、民俗芸能を継承するための映像保存を進めます。

<p>温泉の歴史、文化を活用した事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・観光協会や温泉資源の学術研究を行う大学などの研究機関との連携を図り、温泉の歴史や文化を活用した事業の展開を進めます。 ・情報通信技術などを積極的に利用して、国内外への情報発信に努めます。
------------------------	---

2 <アイヌ文化の振興>

【主要な施策】

【具体的な内容】

<p>アイヌ文化に関する調査研究、記録の保存</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アイヌがこの地で培った自然観や食などの生活文化、また、アイヌ語地名や遺跡などを将来にわたって伝承するため、各種活動団体と協力し、調査研究、記録保存を進めます。
----------------------------	--

<p>伝統芸能、工芸に触れる機会の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アイヌ文化の普及を図るため、市民が伝統的な芸能や工芸、口承文芸などを学ぶ機会を充実します。
-------------------------	--

<p>市民講座の開催、小、中学校への情報提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民がアイヌの文化と歴史を総合的に学ぶことができる市民講座などを開催するとともに、小、中学校へ情報提供を行い、理解を深めます。
----------------------------	--

第4節 【スポーツを通じて健康で活力ある生活をめざす】

基本的な考え方

ゆとりある生活や健康への関心が高まる今日、体力づくりや生きがいづくりのため、スポーツに親しむ市民が多くなっています。

高齢化社会のなか、生涯を通じて健康で活力に満ちた生活を送るためのスポーツの果たす役割はますます大きくなることが考えられます。

体を動かすことにより、さわやかさや楽しさ、喜びをもたらすとともに、体力の向上や健康の保持、さらには活力ある社会の形成に大きく貢献するスポーツの振興を図るとともに、だれもが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる「生涯スポーツ」の推進に努めます。

生涯にわたるスポーツ活動の推進

<目 標> 体力づくりを推進し、健康で活力ある生活を目指す。

【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	月に1回以上、スポーツ（ウォーキングを含む）をしている人の割合	基準値 H16	39%	中間値 H21		目標値 H27	60%
------	---------------------------------	------------	-----	------------	--	------------	-----

指標 2	市民プールの利用者数	基準値 H16	116,000 人	中間値 H21	114,372 人	目標値 H27	120,000 人
------	------------	------------	--------------	------------	-----------	------------	--------------

行政はもとより、地域や学校、企業、関係団体など市民一体となり、すべてのスポーツ愛好者が生涯を通じて、いつでもどこでも気軽にスポーツに親しみながら、体力づくりを推進し、健康で活力ある生活を目指します。

【施策の基本的な方向】

1 <スポーツ・レクリエーション活動の推進>

【主要な施策】

【具体的な内容】

スポーツ教室等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・各種スポーツ教室や講習会、体育指導委員による指導者派遣事業の一層の充実を図ります。 ・関係団体や関係機関と連携し、高齢者や障がい者のスポーツ参加や指導者の協力を促進します。
------------	--

多様なイベント等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・各種レクリエーション団体や市民が参加する各種イベントの開催に努めます。 ・関係団体と連携し、全国・全道規模の大会・イベントの参加を促進します。
各団体とのネットワーク化、情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ教室や指導者、イベント、施設など多種多様な情報の提供に努めるとともに、関係団体からの情報を容易に入手できるよう、情報通信技術の活用を図ります。 ・市民、行政、スポーツ団体などが連携し、多種目、多世代、多様な技術・技能の人たちで構成され、市民一人ひとりが主体的に運営に加われるようなスポーツクラブの育成について検討します。
指導者育成（コーディネーター）	<ul style="list-style-type: none"> ・体育指導委員の資質向上を図るため、各種研修会への参加に努めます。 ・スポーツに関する情報を収集・提供し、市民と関係団体、行政との調整を行うコーディネーターの養成を図ります。 ・生涯スポーツを推進するため指導者養成・発掘に努めます。

2 <健康・体力づくりの推進>

【主要な施策】

【具体的な内容】

関係機関の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ・保健関係機関との連携を密にし、役割分担をしながら、健康・体力づくりの充実を図ります。 ・準備運動やトレーニング方法、栄養や食事、休養のとり方などスポーツ医学について保健機関とも連携しながら情報の収集や提供に努めます。
温水を利用した健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関・団体と連携し、温水を活用した健康・体力づくりを推進します。
豊かな自然を利用した健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然を利用したウォーキングやトレッキングなどにより、生涯スポーツの振興や市民の健康増進、医療費の抑制に努めるとともに、地域資源の再発見や環境教育の推進に努めます。

3 <競技スポーツの推進>

【主要な施策】

【具体的な内容】

<p>選手の育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・競技力の向上を図るため、適切な指導者の配置や強化体制の整備を進めるとともに、学校運動部活動やスポーツクラブ・サークルとの連携を進め、一貫した指導体制による競技力向上に努めます。 ・登別市体育協会やスポーツ少年団、学校、企業などの連携強化に努めます。
<p>指導者の育成・活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・競技団体が開催している指導者講習会の受講を勧めるなど、指導者の拡大に努めます。 ・スポーツの楽しさを教えながら、競技者の技術向上を図る指導者の養成・発掘に努めます。 ・種目別のスポーツ指導者の把握を進めるとともに、指導者に関する情報を市民に提供します。 ・競技団体認定指導員や公的機関認定指導員、体育指導委員などが互いに連携をとり、市民が希望する指導を受けやすくする組織・システムづくりについて検討します。
<p>交流を通じて豊かな心の育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・姉妹都市や近隣市町村などとのスポーツ交流を通じ、競技力の向上を図るとともに、仲間や指導者との交流によりコミュニケーション能力を育成し、他人に対する思いやりや豊かな心を育みます。

4 <施設整備の推進>

【主要な施策】

【具体的な内容】

<p>施設の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校体育施設を含めた市のスポーツ施設について、その整備方針について検討します。 ・高齢者や障がい者に十分に配慮した施設の改修等を行い、魅力あるスポーツ空間の確保に努めます。
<p>施設運営方法の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設の運営について、利用者の意見を聞くとともに利用者の代表が参加する方法を検討します。
<p>利用者間の調整</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の有効利用を図るため、地域や種目ごとに利用団体の調整を行うなど、市民のスポーツを行う機会の拡大を図ります。

施設情報の充実	・広報紙やホームページを活用したスポーツ施設情報の充実に努めます。
---------	-----------------------------------

第6章 担いあうまちづくり

第1節 協働のまちづくりの推進

第2節 交流によるまちづくりの推進

第1節【協働のまちづくりの推進】

基本的な考え方

地方分権の進展により、国と地方の関係は対等・協力の関係となるとともに、地方の自主・自立が求められています。

一方、地方は厳しい財政状況に直面しており、多様化・複雑化する市民ニーズに全て応えることは、困難な状況となっています。

市は、これまでも市民の参加・参画により行政を進めてきましたが、これからは、市民と行政とが対等な立場で役割を分担し、目標の達成に向けて連携する協働のまちづくりに取り組む必要があります。

そのため、市民と行政が情報を共有し、市民と行政が良きパートナーとして連携し、市民一人ひとりが積極的に市政に参画する仕組みづくりを進めるとともに、地域の課題に対応する様々なコミュニティー活動を支援します。

協働の仕組みの構築

<目 標> 市民と行政との情報共有を進め、協働のまちづくりを推進する。

【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	市民自治推進委員会開催回数	基準値 H16		中間値 H21	年 71 回	目標値 H27	年 36 回
------	---------------	------------	--	------------	--------	------------	--------

指標 2	地区懇談会等開催回数	基準値 H16	年 9 回	中間値 H21	年 10 回	目標値 H27	年 20 回
------	------------	------------	-------	------------	--------	------------	--------

近年、地方自治体は、厳しい財政状況により、多様化する市民ニーズの全てに対し、対応することが困難な状況になっており、新しい時代に対応するまちづくりが求められています。

市では、新たな市民によるまちづくりを進めるため、市民・行政・議会のそれぞれの役割や自治の基本原則を規定したまちづくり基本条例を制定し、これからのまちづくりを協議していく市民自治推進委員会を設置したところです。

これからは、市民が主体となったまちづくりを進めるため、この市民自治推進委員会において、市民自治のあり方やパブリックコメントの方法などについて、協議し、協働のまちづくりの仕組みを検討していきます。

【施策の基本的な方向】

1 <市民参画の場の整備>

【主要な施策】

【具体的な内容】

まちづくり基本条例の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「登別市まちづくり基本条例」の規定に基づく、市民自治推進委員会の設置など、条例の趣旨に沿ったまちづくりを推進します。また、さらなる推進を図るため、条例のあり方や充実について、市民自治推進委員会と協議をしながら取り組みます。
役割分担と協働の調整	<ul style="list-style-type: none"> ・協働のまちづくりを推進するためには、市民ニーズに対応した個々の事業において、市民・行政それぞれの役割を明確にする必要があることから、市民自治推進委員会での協議など、市民と協議しながら、市民と行政の協働の調整を行います。
市民参加の場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・市民自治推進委員会は、市民参加の仕組みや役割分担の方法などを協議するとともに、市民と行政の協働について考えるための講演会等を開催するなど、今後の市民と行政の協働のまちづくりを促進する場となることから、市民自治推進委員会の活動を促進し、協働のまちづくりを進めます。

まちづくり活動の推進

<目 標> まちづくり活動団体の活動を支援するとともに、まちづくり活動団体同士の連携を促進し、まちづくり活動の活性化を図ります。

【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	市民活動センター登録団体数	基準値 H16		中間値 H21		目標値 H27	200 団体
------	---------------	------------	--	------------	--	------------	--------

協働のまちづくりを進めるためには、各主体の積極的な市政への参画が求められています。

市内では、各分野において多くの団体が様々な形でまちづくりに参画していますが、市においては、その活動の拠点となる場を提供し、それぞれの団体の連携を促進するとともに、市民活動に関する様々な情報発信を行い、まちづくり活動の活性化を図ります。

【施策の基本的な方向】

1 <多彩なまちづくり活動の支援>

【主要な施策】

【具体的な内容】

<p>まちづくりを担う個人又は団体の育成・支援</p>	<p>・まちづくりを担うのは、行政ばかりではなく、NPO法人や各種団体、専門的な知識や技能を持つ個人など多方面にわたります。協働のまちづくりにおけるそれらの個人又は団体の役割を明確にするとともに、市民活動の支援拠点である「登別市市民活動センター」を核とした市民活動団体のネットワーク化などを促進します。</p>
<p>コミュニティー活動の支援</p>	<p>・町内会をはじめとした地域コミュニティーについては、様々な活動により組織が煩雑化していることから、再編・統合を行い、整備を図り、その活動を支援します。</p> <p>・目的別コミュニティーについては、自主性・自立性を尊重しながら、その活動を支援します。</p>

協働のまちづくりを支える情報の公開と共有

<目 標> 協働のまちづくりを進め、市民の意見が的確に行政に反映することを目的として、意見公募（パブリックコメント）制度等の手法を活用し、市民の意見を聞くとともに、様々な機会や媒体を用いて広く行政情報の発信に努めます。

【目標への接近度を計る指標等】

<p>指標 1</p>	<p>パブリックコメント発議回数</p>	<p>基準値 H16</p>	<p>中間値 H21</p>	<p>目標値 H27</p>	<p>10回</p>
-------------	----------------------	--------------------	--------------------	--------------------	------------

協働のまちづくりを進めるためには、市民と行政が情報の共有を図ることが必要であり、そのため、情報の提供と市民意見の反映を的確に行います。

市では、情報公開条例や個人情報保護条例が既に制定されていますが、時代に対応した情報提供のあり方を考慮し、見直しを進めることとします。

また、これまで実施してきた地区懇談会やふれあい懇談会、市長フリートークなどを今後も継続するとともに、市民の意見が的確に行政に反映することを目的に意見公募（パブリックコメント）制度を推進します。

【施策の基本的な方向】

1 <情報提供と広報広聴活動の充実>

行政の情報化推進	<ul style="list-style-type: none">・電算システムについては、業務の効率化を図るため、西いぶり広域連合による共同電算処理を実施するとともに、電子自治体の構築を目指して、他市町村との共同基盤による電子申請システムの運用を進めます。・市民の利便性向上のため、行政の情報化推進に努めます。
広報広聴活動の推進	<ul style="list-style-type: none">・協働のまちづくりを推進するため、市長や部長職等が各種懇談会や地域のまちづくり会議などへの積極的参加による直接市民と対話する機会の拡充、メール配信システムの構築、ホームページの見直し、広報紙の充実、報道機関を通じての積極的な情報提供など、多様な情報提供媒体の活用や広聴手法・開催機会の拡大を推進し、情報提供と広報広聴活動の充実に取り組みます。
意見公募(パブリックコメント)制度の推進	<ul style="list-style-type: none">・市の基本的な政策・条例等を策定するにあたり、意見公募(パブリックコメント)を実施し、市民の意見反映に努めます。
まちづくり活動団体における情報発信と共有	<ul style="list-style-type: none">・市民活動センターを核としたまちづくり活動団体の情報を集約するとともに、広く情報発信を行い、まちづくり活動団体同士の情報共有等に努めます。

第2節 【交流によるまちづくりの推進】

基本的な考え方

IT社会の進展に伴いインターネットやメールが急速に普及するとともに、TVでは海外の情報が常時提供されるなど、グローバル化が進んでいます。

地域社会においても、モータリゼーションが進み、携帯電話が普及することにより、生活圏が拡大する一方となっています。

その一方で、人口減少社会に突入するとともに、都市への人口集中により、地方においては、高齢化や少子化が進み、まちとしての活力が失われる懸念が広まっており、このような状況に対応するため、新たな発想・取組が必要となっています。

交流は、国内における交流はもちろん、外国との交流を広く進めることにより、広範な情報を取りいれることができ、そのことにより、外国との異文化交流や他地域との情報交換により、全く新しいまちづくりが可能となります。

したがって、これからのまちづくりにおいては、地域の国際化を進めるとともに、広域行政の推進や都市との交流などにより、地域の活性化を図ることとします。

国内における交流の場と機会の拡大

<目 標> 広域交流を推進し、地域の活性化に努めるとともに、新しいまちづくりを推進する。

【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	げんきかい等における参加者数	基準値 H16	198人	中間値 H21	210人	目標値 H27	250人
------	----------------	------------	------	------------	------	------------	------

厳しい財政状況を踏まえ、地方は効率的な行政運営を図る必要がありますが、単一自治体としてその内部に全ての機能や施設等を持つことは困難であり、効率的な行政運営を図るためには、より広域的な視野が必要であることから、広域行政を推進します。

また、宮城県白石市との姉妹都市交流により、様々な形で市民交流が行われていますが、地域を越えた交流により、地域の活性化が図られるとともに、新しいまちづくりを推進する大きな力となるため、いろいろな分野における交流を促進します。

さらに、東京げんきかいや札幌のぼりべつ会においては、登別にゆかりのある方々との交流を図るとともに、相互の情報交換により、新たなビジネスを展開する場となることから、その交流を進めます。

【施策の基本的な方向】

1 <国内の様々な地域との交流の推進>

【主要な施策】

【具体的な内容】

広域行政の推進	<ul style="list-style-type: none">・効率的な行政運営を図るため、西胆振の市町村や白老町との連携を進め、広域行政を進めます。(1) 外国人観光客や修学旅行者の誘致を促進するため、観光事業の連携を強化します。(2) 首都圏などにおける団塊の世代をターゲットとした移住促進策の連携を図ります。(3) 地方税制の改正などに対応するため、共同電算業務の連携を図ります。・近隣都市との事務の連携を図るため、室蘭市・伊達市や白老町との行政懇談会を開催し、連携を進めます。・地方自治体における共通の課題に対応するため、新都市連絡協議会や道南五市市長会において、協議を進めます。・定住自立圏形成協定を締結した室蘭市と相互に役割を分担し、連携を図りながら、圏域全体の広域行政の推進に努めます。
姉妹都市交流等の推進	<ul style="list-style-type: none">・宮城県白石市との姉妹都市提携に基づき、物産展などの経済交流、児童・生徒のスポーツ交流や民間による文化交流などにより相互理解を深め、交流を推進します。・白石市及び白石市の姉妹都市である神奈川県海老名市とのトライアングル交流について、今後も様々な分野において、一層交流を深めるため、三市間の援助・協力関係を強化します。
札幌圏・首都圏における交流拠点の整備	<ul style="list-style-type: none">・東京登別げんきかいや札幌のぼりべつ会を通じて、首都圏や札幌圏の人々との情報交換を進め、情報の共有化を図り、関係を強化します。・登別市ふるさと大使へPRカード(名刺)や広報紙などを提供し、ふるさと大使と連携しながら、地域ブランドやふるさとの情報を発信します。
情報発信	<ul style="list-style-type: none">・ホームページなどを活用し、東京登別げんきかいや札幌のぼりべつ会の活動状況やその成果などの情報提供に努めます。

海外との交流の場と機会の拡大

<目 標> 国際交流に積極的に取り組むとともに、市民意識の高揚を図る。

【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	外国人との交流の場における市民参加者数	基準値 H16	1,543 人	中間値 H21	2,091 人	目標値 H27	2,500 人
------	---------------------	------------	---------	------------	---------	------------	---------

外国との交流を広く進めることにより、情報交換や異文化交流が進み、全く新しいまちづくりが可能となります。

当市においては、デンマーク「ファボー・ミッドフュン市」や中国「広州市」、アメリカ合衆国北マリアナ諸島「サイパン市」との友好関係により、市民による相互訪問や中学生海外派遣事業など様々な交流を進め、国際化への対応を進めています。

また、自治体職員交流事業により近隣諸国との関係を深め、それぞれの文化や風習に対する理解を進めています。

登別温泉においては外国人観光客が年々増加の一途をたどっていますので、外国人が快適に滞在しやすいまちづくりを進めるとともに、このような機会を捉え、「国際観光都市のぼりべつ」として、国際性豊かな人材育成や市民の国際理解を促進します。

【施策の基本的な方向】

1 <地域国際化の推進>

【主要な施策】

【具体的な内容】

国際交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・海外の地方自治体等の職員の受け入れや外国青年等を招致するなど、自治体の国際化施策等への協力を通じて、地域の国際化を推進します。 ・国際交流団体が受け入れる研修生に対し、支援していきます。 ・東アジア諸国から観光客の誘致を促進するため、友好交流促進都市の中国「広州市」をはじめ、主要都市との連携を強化します。 ・友好都市のデンマーク「ファボー・ミッドフュン市」やアメリカ合衆国北マリアナ諸島「サイパン市」と人的・文化的な交流を推進します。
外国人が快適に滞在しやすいまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、外国人観光客の増加が顕著となっており、特に韓国や台湾の東アジア地域が目立っています。今後は、外国人にわかりやすく情報提供し、快適に滞在しやすいまちづくりを進めるとともに、市民のホスピタリティ精神の醸成に努めます。

国際性豊かな人材育成	・ A L T（外国語指導助手）や外国からの研修生の受入れを積極的に行うとともに、次代を担う青少年が諸外国の生活や異文化に接する機会をより多く提供し、国際社会に対応できる市民を育成します。
国際協力・貢献活動の推進	・ 国際交流団体の活動を助長し、国際的な理解を深めるとともに国際協力・貢献活動を奨励します。
情報発信	・ 市や国際交流団体が実施する事業について、多くの市民が参加できるよう、情報発信します。

定住の地を求める人の勧誘と定住支援

<目 標> 移住定住の促進に努めるとともに、交流人口の増加を図る。

【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	ホームページ情報などに対する相談件数	基準値 H16	中間値 H21	17件	目標値 H27	30件
------	--------------------	------------	------------	-----	------------	-----

人口減少時代に入り、少子化・高齢化が進むことにより、地方の活力が失われることが懸念されています。

一方、首都圏では「団塊の世代」の大量退職の時期を迎え、新しいふるさとを求める移住ニーズに対応する受入体制が求められています。

こうした状況に対応するため、移住定住の情報を提供するとともに、当市の特色である観光を基軸とした定住促進策を進めながら、首都圏などの大都市との交流を図り、交流人口の増加を図ります。

【施策の基本的な方向】

1 <移住・定住の受入体制の充実>

【主要な施策】

【具体的な内容】

移住・定住相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 首都圏等からの問い合わせに対し、迅速かつ有益な情報提供を行うため、移住相談窓口のワンストップサービス体制により、きめ細やかに対応します。 ・ 宅地や住宅などの需要に対応するため、民間を含めた情報提供に努めます。
--------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・定住を促進するためには、地域の理解が必要なことから、地域住民との連携を図ります。 ・ショートステイに対応するため、ウイークリーマンションなどの確保を図ります。
--	---

移住・定住の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・市や北海道等のホームページにおける移住・定住情報において、まちの概要やセールスポイントなどをPRするとともに、東京登別げんきかいなどの機会を利用し、情報提供に努めます。
------------	---

移住体験ツアーやリピーターの受入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・首都圏の団塊の世代をターゲットとして、広範な学習や体験などを組み入れたツアーを企画し、移住誘致の促進を図ります。 ・リピーターの増加を図るため、観光事業と連携しながら、広域的な連携に努めます。
-------------------	--

2 <人口流出の阻止・都市機能の充実>

【主要な施策】

【具体的な内容】

定住自立圏の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・定住自立圏形成協定を締結した室蘭市と相互に役割を分担し、連携を図りながら、都市機能を構築・充実させ、くらしやすいまちづくりに努めます。
----------	--